

平成23年度
なにわルネッサンスレポート
(中間報告)

平成23年11月
大 阪 市

はじめに

大阪市では、平成 23 年 3 月に、「なにわルネッサンス 2011-新しい大阪市をつくる市政改革基本方針-」を策定・公表し、「地域から市政を変える」を理念に、市民との協働の取組を柱とする市政改革に取り組んでいます。

その取組の進捗状況について、市民の皆さんに分かりやすく情報発信するため、年度毎の取組の進捗状況を、年に 2 回、「なにわルネッサンスレポート」として取りまとめ公表することといたしました。

このたび、平成 23 年度の取組の 8 月末時点までの進捗状況を、「平成 23 年度なにわルネッサンスレポート（中間報告）」として取りまとめました。

今後も引き続き、市政改革の取組の進捗や目標達成状況について、必要な改善・見直しを行いつつ市政改革を推進しますとともに、その進捗状況を「なにわルネッサンスレポート」として、よりタイムリーで、より分かりやすい内容で公表してまいります。

平成 23 年 11 月

目 次

平成 23 年度なにわルネッサンスレポート（中間報告）の概要	1
1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編	
事項 1－① 市民による地域運営の仕組みづくりへの支援 （「地域活動協議会」の自主的な形成に向けた支援）	2
事項 1－② 社会的ビジネスによる公共の再編	2
事項 1－③ 地域公共人材の充実への支援	4
事項 1－④ 地域活動に対する支援のあり方の再構築	6
事項 1－⑤ 事務事業等の見直しによる地域活動の活性化	8
事項 1－⑥ 市民活動の場と機会の充実	8
事項 1－⑦ 市民活動を支える資金確保に向けた支援	10
2 区役所・市役所力の強化	
事項 2－① 区役所の地域担当制強化等による地域活動支援の強化	12
事項 2－② 区役所の相談・調整機能充実等による生活支援の強化	12
事項 2－③ 「区政会議」の設置など	14
事項 2－④ 体制づくり	14
事項 2－⑤ 職員づくり	16
事項 2－⑥ 市政改革を進めるための人材マネジメント	18
事項 2－⑦ 良きガバナンスの実現	20
事項 2－⑧ 区役所の体制整備と権限・機能の強化	22
事項 2－⑨ 局の地域・区役所支援の強化	22
事項 2－⑩ 地域情報を施策に反映する仕組みづくり	24
事項 2－⑪ 区役所・市コミュニティ協会支部協議会・区社会福祉協議会の連携による地域活動支援の充実	24
事項 2－⑫ 市民サービスの向上と区役所事務の効率化	26
3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築	
事項 3－① 「事務事業総点検」等に基づく点検・精査	28
事項 3－② 市民利用施設等及び都市基盤施設等の管理のあり方検討	28
事項 3－③ 外郭団体等のあり方検討	30
事項 3－④ 都市基盤施設等の経営形態等のあり方検討	32
事項 3－⑤ 公共事業のあり方検討	36
事項 3－⑥ 職員数・人件費のあり方検討	38
事項 3－⑦ 収入の確保に向けた検討	38

平成 23 年度なにわルネッサンスレポート（中間報告）の概要

各事項に掲げている 23 年度の実績として掲げた目標（業績目標）について、今年度末までの達成見込みを 8 月末までの事業進捗状況をふまえて評価を行った。

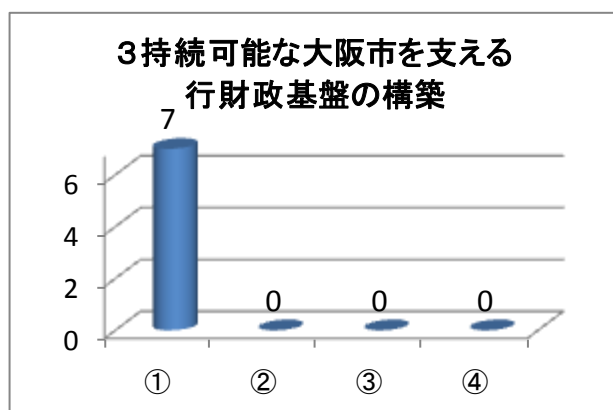
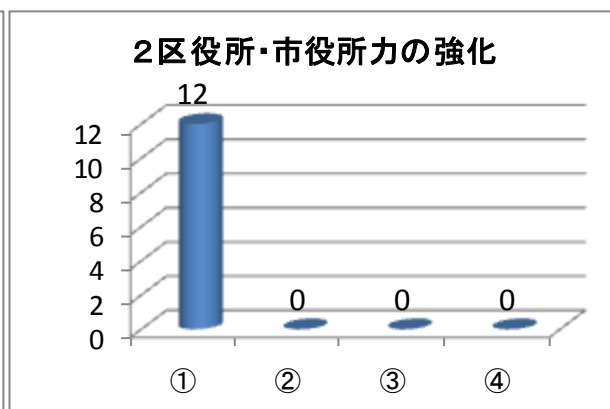
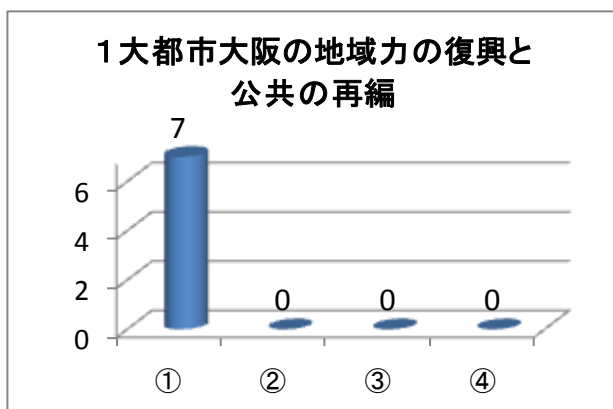
なお、局区運営方針に掲載されている取り組みについては、局区運営方針の中間振り返りの「8 月末までの取組実績と業績目標の進捗状況」をふまえて実施。

「地域から市政を変える」 3 つの指針別の進捗状況

進捗状況の分類

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① 目標を達成または年度内に達成見込み | ③ 目標達成の見込みなし |
| ② 目標を達成できない可能性がある | ④ 環境変化等により抜本的な見直しが必要 |

進捗状況別事項数



1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編

事項	23年度の実組内容
事項1-① 市民による地域運営の仕組みづくりへの支援(「地域活動協議会」の自主的な形成に向けた支援)	
【趣旨・目的】 地域住民が地域の将来像を共有して連携・協力し、新たな担い手の参加も促しながら、支え合い、助け合いの輪を広げていく仕組みづくりを促進する。	モデル地域(4区7地域)での「地域活動協議会」の形成に向けて自主的な取組を支援し、その成果を今後につなげるとともに、新たに形成に取り組む地域に対して支援する。
【取組の考え方(戦略)】 校区等地域を基本単位に、地域団体、企業など多様な人材が地域の将来像を共有しながら地域課題等に取り組む「地域活動協議会」の自主的な形成及び運営を支援する。	
【成果目標】 数値的な目標を設定せず、地域による主体的な取組の促進を支援する。	【業績目標】 数値的な目標を設定せず、地域による主体的な取組の促進を支援する。
事項1-② 社会的ビジネスによる公共の再編	
【趣旨・目的】 ・「コミュニティビジネス(CB)」や「ソーシャルビジネス(SB)」の起業や活動の支援により公共の担い手や活動のすそ野の拡充を図るとともに、CB/SBにより市民等と協働して行った方がサービス向上につながる本市事業について社会的ビジネスとして担い手の最適化を図ることにより、公共の再編を促進する。 ・CB/SBや社会的ビジネスにより地域における雇用の創出や資金などの循環を創出できるよう本市の規制等の緩和を行い、地域の活性化と市民等の活動の経済的自立を促進する。	ア 本市事業の社会的ビジネス化 社会的ビジネスによる委託のスキーム・基準づくり
【取組の考え方(戦略)】 ア 本市事業の社会的ビジネス化 公共サービスや施設管理などを選定・委託するとともに、委託に向けて市民等の責任やリスク分担、規制の緩和等について特区的に認定する仕組みづくりを行う。 イ 社会的ビジネスの起業に向けた支援 (ア) 区役所・コミュニティ協会・社会福祉協議会などを通じて地域団体等へのCB/SBの活動のPRのほか、地域団体等が開催する研修会・講座へ講師派遣や中間支援組織による相談事業の支援を行う。 (イ) 講座等の受講者への相談対応・アドバイスにつなぐ体制の確立など、起業に向けたそれぞれのステージにおける支援方策を構築する。	イ 社会的ビジネスの起業に向けた支援 (ア) 区役所職員やコミュニティ協会支部協議会、区社会福祉協議会などの中間支援組織の職員を通じた地域団体等へのCB/SBのPR (イ) ・地域活動団体等に対するCB/SBの普及啓発のための連続講座の開催や講師派遣、CB/SBの起業に向けたセミナー等の開催・講師派遣 ・CB/SBの起業や経営のための相談・アドバイス機能の充実
【成果目標】 平成27年度までの5年間の社会的ビジネスの委託事業数を50事業以上とする。	【業績目標】 ・社会的ビジネスによる委託のスキーム・基準づくり ・地域団体等へのCB/SBのセミナー 1回 ・CB/SBの普及啓発や起業のための連続講座 1回(全10回) ・講師派遣 6回 ・起業や経営のための相談・アドバイス機能の充実

①: 目標を達成または年度内に達成見込み
 ②: 目標を達成できない可能性がある
 ③: 目標達成の見込みなし
 ④: 環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会の形成支援。(4区7地域) ・地域活動協議会運営補助金制度。(4月施行) ・市HPによるモデル地域の情報発信。(8月～) ・市政だよりの連載。(8月号～) ・モデル4区連絡会の定期開催による情報共有・ニーズ把握。(3回開催) ・モデル4区7地域以外に対し、区役所や地域に赴き、地域活動協議会の制度趣旨やメリット等の説明を行うことで、区役所職員や地域の意識醸成及び情報収集を随時実施。 <p>《その他市役所内部での取組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24区担当者会、区長会等による情報共有。 ・ポータル上への事務サイト立上げ。 ・設立&運営ハンドブックの作成 など。 	<p>①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域での取組みの検証。 ・モデル地域以外の地域への支援の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域力強化タスクフォース等で、モデル地域での取組みを検証。 ・区役所とコミ協等の中間支援組織との連携による有効な地域活動支援の検討。 ・新たな事業助成制度の構築。 ・検討結果等を区役所間で情報共有し、地域運営のしくみづくりへの支援を充実。
<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的ビジネスに向けた事例を検討。 <p>・委託化に向けた検討。 (提案競争型民間活用(協働型)の枠組みや大阪市協働指針の考え方との整合性を図りながら、委託化する手順について検討)</p> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的ビジネスの起業に向けた支援。 ・職員や中間支援組織職員、一般市民を対象にCB/SBアドバイザー育成講座を施予定(9月) ・CB/SBの普及啓発のための講座や講師派遣、CB/SBの起業に向けたセミナー等の開催・講師派遣を行う制度を構築。 ・CB/SB起業のための相談事業の開始。 ・CB/SBに関する経営相談の開始。 	<p>①</p>	<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市直営の事業、補助事業、新たなサービスとなる事業等を種類別に社会的ビジネスの事例研究をする必要がある。 <p>・提案競争型民間活用(協働型)の具体的な基準等の整理に至っていない。</p> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所職員や中間支援組織職員のCB/SBについての認識・理解が十分に深まっていない。 ・地域団体等に対してCB/SBについての認識・理解を深めるための情報発信が十分にされていない。 	<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市直営の事業、補助事業、新たなサービスとなる事業等の種類別に、社会的ビジネスの事例研究を行う。 ・外部有識者の助言を受けながら、「安定性」「継続性」「実現性」「協働性」等の観点から社会的ビジネスの委託のスキーム・基準の原案を、年度内を目途に策定する。 ・この委託のスキーム・基準の原案を用い、提案競争型民間活用(協働型)の具体的な基準等を検討する。 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CB/SBアドバイザー育成講座を受講した職員や中間支援組織職員が連携して、地域団体等に対してCB/SBのPRをする取組を展開する。 ・市内におけるCB/SBの成功事例を発掘し、地域団体等に対して情報発信していく。

1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編

事項	23年度の実施内容
<p>事項1-③ 地域公共人材の充実への支援</p>	
<p>【趣旨・目的】 市民活動への参加の促進、市民活動に関わる人たちの知識やスキルを高める機会の提供などにより、市民活動の活性化をめざす。</p>	<p>ア ・本市の各種講習事業等を修了した事業コーディネーターや推進員、地域活動の担い手、特技や技能を持つ人たちのネットワークづくり</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 地域公共人材の認定制度の構築 本市の各種講習の修了者、地域活動の担い手、特技や技能を持つ人たち等を地域公共人材として本市が認定し、人材ネットワークづくりや地域・市民活動とのマッチングにより新たな活動の場の拡充が図られるような仕組みづくりを行う。 イ 「次世代リーダー」の育成 小中学生が地域の人とともに地域のニーズや課題を発見し、その対応策等を考える過程で学習を深め、その成果を地域に還元していく「地域貢献型学習」に取り組む。 ウ 地域公共人材育成の仕組みづくり (ア) 市民と職員のネットワークによる協働の機会増大に向けて、市民・職員同時受講型まちづくり研修を実施する。 (イ) 市民活動についての知識やノウハウを学ぶ地域団体等の学習会への講師派遣事業を充実し、市民活動の活性化を図る。</p>	<p>・本市の各種講習事業等を修了した事業コーディネーターや推進員、地域活動の担い手、特技や技能を持つ人たちと、地域でこれらの人たちの活動を必要としている人たちをマッチングする仕組みづくり</p> <p>イ ・市立大学と連携して住吉区の中学校で試行実施し、地域貢献型学習プログラムを開発</p> <p>ウ ・市民・職員同時受講型まちづくり研修の実施 ・有効な広報、資金獲得方法など講座メニューの充実</p>
<p>【成果目標】 ア 平成23年度中に地域公共人材の認定制度を構築する。 イ 平成23年度中に地域貢献型学習プログラムを開発し、平成24年度以降プログラムの活用を拡大していく。 ウ 研修等のアンケート調査で「今後の活動に向けて、知識やノウハウを学べた」と答えた人の割合が60%以上である。</p>	<p>【業績目標】 ア 地域公共人材の認定制度を構築する。 イ 地域貢献型学習プログラムを開発する。 ウ 市民・職員同時受講型まちづくり研修の実施、有効な広報、資金獲得方法など講座メニュー等の充実</p>

- ①: 目標を達成または年度内に達成見込み
 ②: 目標を達成できない可能性がある
 ③: 目標達成の見込みなし
 ④: 環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>ア ・本市の各種講習事業等を修了した事業コーディネーターや推進員等の名称、活動状況等を整理。(20種・16項目、延べ28,800人)</p> <p>イ ・中学校社会科の学習として、「防災」をテーマに1プログラムを企画。 ・7月から大和川中学校で授業を開始。</p> <p>ウ (ア) 市民・職員同時受講型まちづくり研修・担い手発掘支援事業として、市民協働フォーラムを1回実施。(6月29日、参加者345人うち市民243人)</p> <p>(イ) 講師派遣件数8件、延べ受講者数339名。派遣実績等分析を行い、8月にアドバイザー会議を1回開催し、メニュー等の充実へ向けて検討を行った。</p>	<p>①</p>	<p>ア ・活動情報が地域で共有されていない。 ・一人で複数の活動を行なっている人が多く、活動や行事の参加による負担感が増している。</p> <p>イ ・汎用性のある学習プログラムの開発。</p> <p>ウ (ア) 協働に対する意識醸成には時間がかかることから、継続的な地道な取り組みが必要である。</p> <p>(イ) 地域の多様なニーズに対応できるよう、講座メニュー、回数等において、充実させる必要がある。</p>	<p>ア ・コミュニティ協会・社会福祉協議会等と連携して、本市の各種講習事業等を修了した事業コーディネーターや推進員等による活動と地域のニーズをマッチングするシステムの構築。 ・コミュニティ協会・社会福祉協議会等と連携して、地域活動や人材の情報を一元的に収集・発信する「(仮称)まちづくり人材交流プラザ」の検討。</p> <p>イ ・試行実施プログラムの効果検証を行い、汎用性のある学習プログラムを開発。 ・開発したプログラムが広く活用されるよう具体策を検討。</p> <p>ウ (ア) 継続的で地道な取組として、研修内容の情報発信や市民・職員同時受講型まちづくり研修の第2回目として、港区、鶴見区、他都市等の事例紹介を行い内容の充実を図る。</p> <p>(イ) 事業の充実へ向け、講座メニュー等の改正を行う。</p>

1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編

事項	23年度の実施内容
事項1-④ 地域活動に対する支援のあり方の再構築	
<p>【趣旨・目的】 地域活動への財政的支援のあり方について、行政の縦割りや全地域一律による支援ではなく、地域の実情に合わせた制度となるよう再構築を行うとともに、市民と協働した取組をより積極的に進めることにより、地域の活性化をめざす。</p>	<p>ア ・補助金等の手続きの簡素化 ・地域交付金の創設 ・地域が担う公共的事業への地域交付金の交付</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 補助金等の手続きを簡素化し、地域交付金を創設する。 イ 区役所職員による地域活動支援の力点を、区単位から校区等地域に移し、よりきめ細やかな支援を実施。 ウ 地域活動を支援するため、地域振興会への加入を促進する。 エ 優れた地域活動に関する情報を地域・区を越えて発信し、地域活動を活性化し担い手の拡大を図る。 オ 地域活動、経済活動等の規制等を検証し、そのあり方を検討する。</p>	<p>イ ・区役所の地域担当職員による校区等地域単位の支援の強化</p> <p>ウ ・区外からの全転入者(届出件数約13万件)への加入勧奨を実施する。</p> <p>エ ・優れた地域活動に関する情報を地域・区を越えて発信し、流通させる。</p> <p>オ ・地域意見をふまえつつ実態把握をする。</p>
<p>【成果目標】 「区役所による地域活動への支援が、地域の特性や状況に応じきめ細やかに行われるようになった」と考える市民の割合が50%以上である。</p>	<p>【業績目標】 ア 順次拡大する。 イ 校区等地域を単位とする地域担当制の強化を実施する。 ウ 区外からの全転入者(届出件数約13万件)への加入勧奨を実施する。 エ 情報の流通拡大の仕組みを試行する。 オ 地域意見等をふまえつつ、実態把握する。</p>

- ①:目標を達成または年度内に達成見込み
 ②:目標を達成できない可能性がある
 ③:目標達成の見込みなし
 ④:環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>ア ・地域交付金交付規則の施行。(4月～) ・地域振興、青色防犯パトロール活動、地域福祉の各活動助成金の交付金化。 ・地域が担う公共的事業への支援制度や交付金化に向け検討。</p> <p>イ ・校区等地域への支援強化に向けて、情報交換等を目的に地域担当職員の連絡会議を設置。(1回開催) ・地域担当職員の意識啓発に向けた研修実施。(1回実施) ・「地域担当職員ハンドブック」を作成。</p> <p>ウ ・各区の特性を生かし区外からの転入者に対する加入勧奨を実施。(24区:通年) ・スポーツイベントと連携した加入促進キャンペーンを実施。(4月～11月)</p> <p>エ ・区長会議等庁内の会議の場で地域活動の取組み状況について情報共有を実施。</p> <p>オ ・区政会議等の地域の意見から、地域活動や経済活動への弊害となっている課題について調査</p>	<p>①</p>	<p>ア ・交付金化による地域の負担軽減の検証。</p> <p>イ ・地域活動支援の際のコーディネート力等、地域担当職員のスキルアップが必要 ・校区等地域への支援が強化されたかの検証。 ・地域活動支援にあたっての、区役所とコミ協等の中間支援組織との役割分担の検討。</p> <p>ウ ・市域全体の加入率の上昇にまでは至っていないため、より効果的な加入促進支援策を実施する必要がある。</p> <p>エ ・さまざまな地域活動の取組みについて、コミュニティ協会等と連携し、情報収集や情報の共有化を進める必要がある。</p> <p>オ ・区政会議等の地域意見からみられる課題について検証が必要。</p>	<p>ア ・地域担当職員による情報収集や、区政会議等により地域の負担感の状況について情報収集し分析。 ・地域の状況に応じ、地域が担う公共的事業への財政的支援の手続きの簡素化を検討、具体的に簡素化可能な事業を抽出。次年度からの負担軽減につなぐ。</p> <p>イ ・アドバイザーやコンサル等による、まちづくりの専門的知識を職員に移転するバックアップ体制を構築する。 ・地域担当職員の課題を把握し、連絡会議の開催や庁内ポータル上の事務サイトへの情報掲載等により、各区分での情報共有を図る。 ・区役所とコミ協等の中間支援組織との連携による有効な地域活動支援の検討。(再掲)</p> <p>ウ ・区役所と地域振興会が連携した加入促進の取組の先進事例をワーキングにおいて検討し、全区で情報共有を図る。 ・区役所と地域振興会が連携して、区外からの転入者のうち、とりわけ新築マンションの居住者等に対して入居説明会の機会を活用し、加入勧奨を行う。</p> <p>エ ・区役所とコミ協等の中間支援組織との連携による有効な地域活動支援の検討。(再掲)</p> <p>オ ・区政会議等の地域意見以外にも、同様の課題認識があるのか、各区役所を通じて調査し、実態把握する。</p>

1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編

事項	23年度の実施内容
事項1-⑤ 事務事業等の見直しによる地域活動の活性化	
<p>【趣旨・目的】 地域に協力依頼等を行い実施してきた事務事業のあり方を見直すことにより、地域本来の取組を促進し、地域運営その他市民活動の活性化をめざす。</p>	<p>地域に関わる事務事業や実行委員会等について、地域の実情や意見を把握し、局と区役所が調整を図りながら再構築する仕組みを構築する。</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 地域に関わる事務事業が地域ニーズを的確に反映しながら実施される仕組みづくりを行う。 イ 地域に関わる事務事業の進め方について、地域への協力依頼のあり方、地域団体の役員が充て職的に参加する会議や役員を通じた事業周知についての実情や意見を把握し、地域の負担軽減に向けた再構築を行う。</p>	
<p>【成果目標】 地域に関わる事務事業等を地域において評価する仕組みをつくる。</p>	<p>【業績目標】 地域に協力依頼等を行っている事業や実行委員会等を再構築する仕組みをつくる。</p>
事項1-⑥ 市民活動の場と機会の充実	
<p>【趣旨・目的】 市民活動や情報交流などの場と機会の充実を通じて、市民活動の活性化をめざす。</p>	<p>ア ・地域集会所、老人憩いの家等について、地域における利用実態を調査し、地域活動資金を捻出できるようにするための使用基準、施設運用基準の緩和策を検討する。</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 地域集会所、学校等既存の地域資源を活用して、校区等地域における活動拠点として充実する。 イ 学校、公園など既存の公共施設等を市民活動のスペースとして活用するとともに、その情報を発信する。 ウ 市民活動に関する様々な情報が交流できる場と機会を提供する。</p>	<p>イ ・市民活動のスペースとして提供できる既存の公共施設等の調査し、その結果を取りまとめる。 ウ ・市民活動に関する様々な情報を一元的に収集し発信する仕組みをつくるとともに、市民や地域団体等の交流を促進する。</p>
<p>【成果目標】 ア 地域資源を有効に活用する支援策と使用基準、施設運用基準緩和策を構築する。 イ 平成24年度中に既存施設転用による市民活動推進のための施設を整備する。 ウ 平成24年度中に総合的に市民活動情報を発信する仕組みをつくる。</p>	<p>【業績目標】 ア 地域集会所、老人憩いの家等について、地域における利用実態の取りまとめと現行の使用基準、施設運用基準の課題の洗い出しを行う。 イ 市民活動のスペースとして提供できる既存の公共施設等の調査結果を取りまとめる。 ウ 市民活動に関する様々な情報を一元的に収集し発信する仕組みをつくる。</p>

- ①:目標を達成または年度内に達成見込み
 ②:目標を達成できない可能性がある
 ③:目標達成の見込みなし
 ④:環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・各区・地域において局主導で設置されてきた実行委員会等の実態調査を実施。 ・地域に関わる事業の「事業仕分け」を実施。 	<p>①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の負担軽減のため、実行委員会等の詳細を把握して廃止や統合に向けた検討が必要。 ・事業仕分けにおいて、地域活動を担う団体が多様にあることから、団体間の情報共有や密な連携の必要性の指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・局や区役所に対してヒアリングを行い実態を把握したうえで、区民や地域の意見を踏まえた対応を検討する。
<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域集会所、老人憩いの家の設置状況、使用基準、運営主体、運営補助の有無、現行制度上の課題等について調査検討。 ・地域活動拠点とあり方の検討及びその際の課題の検討。(会議開催:4回) ・両施設の利用実態の区へのヒアリング。 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補施設の選定に向けて改修が計画されている施設について検討を進めた。 <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校下ごとの「防災フォーラム」開催を通じて、市民や地域団体等の交流を促進。(8月末現在107か所で開催、参加者数約18,000人) ・多様な情報の収集・発信ができる仕組みづくりの検討。 	<p>①</p>	<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区へのヒアリング結果等を踏まえ、具体的な検討が必要。 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補施設の選定に向けて改修が計画されている施設について検討。 <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災」をテーマとし、さらなる取組みが主体的に企画されるなど、交流促進する支援が必要。 ・情報の収集と発信の具体的な場の設置。 	<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置状況や利用実態を踏まえた、事例別の対応案を示し、地域活動拠点のあり方や支援策について、各区役所担当者とともに検討する場を設置。 ・既存の地域資源(学校、商店街の空き店舗等)を有効に活用する視点を入れた検討を進める。(24年度～) <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記課題について、早急に検討を進め、平成24年度予算に反映する。 <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災フォーラム」をきっかけとしたつながりを、次につなぐため、新たな企画の提案や活動の広報など、交流が拡大されるよう支援を充実する。 ・市民活動推進のための施設の開設に向けて、総合的に市民活動情報を収集し発信する仕組みを検討。

1 大都市大阪の地域力の復興と公共の再編

事項	23年度の実施内容
事項1-⑦ 市民活動を支える資金確保に向けた支援	
【趣旨・目的】 市民活動団体が活動に必要な資金を確保しやすくすることで、市民活動の活性化をめざす。	ア 具体的な手法などを盛り込んだ事例集の作成など市民協働型事業の本格実施と冠基金・冠助成事業等活動資金の獲得に向けた方策の検討
【取組の考え方(戦略)】 ア 市民活動推進基金を市民協働型事業の費用に活用するとともに、冠基金・冠助成事業などの寄付しやすい仕組みを検討する。 イ 市民活動団体の資金調達のための支援を行う。 ウ 社会貢献活動の情報発信など企業、大学、専修学校等と市民活動団体とのマッチングを促進する。	イ 市民活動団体に対する情報提供の充実や資金調達に関する講座の実施 ウ 人材、物品などの資源を企業とNPOの間で取り結ぶマッチングシステムの検証と参加主体の拡大
【成果目標】 ア 平成23年度に全区役所において基金を利用した市民協働型事業に着手する。 イ 平成23年度に120件以上の相談への対応を行う。 ウ 平成27年度までのマッチング成立件数を300件以上とする。	【業績目標】 ア 事例集の作成と冠基金・冠助成事業等の検討をすることによる資金獲得方法の拡充 イ 資金調達に関する講座の開催 2回 ウ マッチング成立件数 200件(21年1月～累計)

- ①:目標を達成または年度内に達成見込み ③:目標達成の見込みなし
 ②:目標を達成できない可能性がある ④:環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>ア ・基金の啓発と寄附金の受入れ。 ・区役所副区長会等で基金活用事業の計画的執行を勧奨。 ・基金活用事業の実施 16区(平成22・23年度計)。 ・基金の財源の一つであるクリック募金システムの協賛企業の増加 1社(23年7月)。</p> <p>イ ・CB/SB等促進事業を8月より実施している。内容は起業予定者を対象とした「相談事業」、行政や中間支援組織等を対象とした講師派遣などの「啓発事業」、地域におけるアドバイザーを育成する「アドバイザー連続講座」、NPO、ボランティアグループのためのレベルアップ講座を実施している。 ・8月末までの相談件数約50件。</p> <p>ウ ・登録団体数689団体(21年1月～累計)。(内訳)企業:61件,NPO:626件,大学:1件,専門学校:1件 ・マッチング成立件数173件(21年1月～累計)。(内訳)企業:101件,NPO:71件,大学:1件)</p>	<p>①</p>	<p>ア ・未実施8区役所での基金活用促進。 ・寄附金獲得方策の拡充。</p> <p>イ ・市民活動団体に対する寄附金獲得のための講座の実施。 ・平成24年度施行予定のNPO法改正に伴う本市条例の制定及び事務体制の確立に向けた準備。</p> <p>ウ 企業及び学校関係の登録団体件数の拡大。</p>	<p>ア ・未実施区役所との意見交換等を行うなど、活用促進を勧奨する。 ・活動資金獲得に向けた具体的な方策の検討を行う。</p> <p>イ ・資金確保の一つの方策として寄附金獲得に向けてNPO法人向けの講座を実施する。 ・寄附文化を醸成し、NPO法人が寄附を受けやすくなることによって、市民活動を促進する基盤整備となるNPO法改正に伴うNPO法人の認定事務体制を確立する。</p> <p>ウ ・企業や学校関係者をはじめ、地域活動団体等へのマッチングシステムの周知を積極的に行い、登録数及びマッチング成立件数の拡大を図る。</p>

2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度 of 取組内容
事項2-① 区役所の地域担当制強化等による地域活動支援の強化	
<p>【趣旨・目的】 区役所について、校区等地域を単位とする地域担当制の強化、相談・調整機能の充実、事業所との連携強化を図ることによって、市民生活や地域活動を総合的に支援する体制の充実・強化をめざす。</p>	<p>ア 地域担当職員を総括する職員の全区役所への配置と、区内関係機関による効果的な連絡会議の開催など、区役所の地域担当職員をバックアップする仕組みづくり</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 地域担当職員を総括する職員の全区役所への配置、区内関係機関による効果的な連絡会議の開催など、区役所の地域担当職員をバックアップする仕組みづくりを行う。 イ 研修体制の構築、地域の活動に合わせた勤務時間の導入など、地域担当職員の職務実施のための仕組みづくりを行う。 ウ 地域担当職員等区役所の職員と事業所との連携を強化するとともに、市民からの相談や関係機関との調整を担うOB職員を配置する。</p>	<p>イ 地域担当職員の業務の手引き等の整備、研修体制の構築、異動期間の見直し、地域の活動に合わせた勤務時間の導入、庁内公募による地域担当兼務制の検討</p> <p>ウ モデル区への市民からの相談や関係機関との調整を担うOB職員の配置</p>
<p>【成果目標】 ア 区役所の地域担当職員をバックアップする仕組みづくり イ 地域担当職員の職務実施のための仕組みづくりを行う。 ウ 市民からの相談や関係機関との調整を担うOB職員の配置</p>	<p>【業績目標】 同上</p>
事項2-② 区役所の相談・調整機能充実等による生活支援の強化	
<p>【趣旨・目的】 暮らしに関わる多様な相談を、より身近な区役所において一元的に受け付け、調整し、的確に対応できる体制づくりを進め、相談者に対する負担軽減と解決までの時間短縮を図るなど、市民生活への支援を充実する。</p>	<p>ア 市民からの相談内容を的確に共有する「情報共有カルテ」の作成 モデル5区において、生活基盤施設に関わる相談に対応できる技術職OB職員など配置し、相談・調整機能強化の取組を実施</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 区役所と局の連携を強化し、道路や水道などの生活基盤施設に関する相談、子育てに関する相談、福祉介護に関する相談、経営相談などの多様な相談を区役所で受け付けより充実した対応ができる仕組みを整備する。 イ 道路、河川、下水道等の生活基盤施設に関わる事業所の統合・再編を行い、区役所においても生活基盤施設に関わる相談に対応できるよう技術的基準や機能、法的制約などの知識を有したOB職員などを配置し、事業所などとの連携を強化してごみ減量や緑化推進、放置自転車対策など生活環境の向上に取り組むとともに、これらにかかる地域活動への支援を充実する。</p>	<p>イ 市内の7工営所と8下水道センターを統合・再編した新たな「工営所」を市内8か所に開設し、各所に「市民サービス担当(機動班)」を設置するとともに、区役所の地域担当職員、地域安全対策担当職員と新たな「工営所」、公園事務所、環境事業センター等とで、市民からの相談内容を的確に共有し、迅速かつ適切に対応する仕組みづくりを行う。</p>
<p>【成果目標】 区役所において暮らしに関わる多様な相談を一元的に受け付け、調整し、的確に対応できる体制をつくり、相談者に対する負担軽減と解決までの時間短縮を図る。</p>	<p>【業績目標】 ア 同上 イ ・新たな工営所と「市民サービス担当(機動班)」の設置 ・市民からの相談内容を的確に共有し、迅速かつ適切に対応する仕組みづくり</p>

①: 目標を達成または年度内に達成見込み ③: 目標達成の見込みなし
 ②: 目標を達成できない可能性がある ④: 環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域担当職員を総括する職員の全区への配置。 ・情報交換等を目的に地域担当職員の連絡会議を設置。 ・地域担当者が持ち帰った地域課題や区政会議で出された意見等の迅速・的確な対応に向け、「地域の声システム」を導入。 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域担当制の先進都市の職員を講師に迎え、市民協働研修の実施。 ・地域の活動に合わせた柔軟な勤務時間の導入について調整。 ・「地域担当職員ハンドブック」を作成。 <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル5区への技術職OBの配置。 	<p>①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域担当職員の24区の体制や区ごとの課題の把握に努め、地域担当職員がより活動しやすい支援方策の検討が必要。 ・地域担当兼務制実施区の実態把握と、今後のあり方の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域担当職員をバックアップするための区内体制の検討。 ・地域担当職員の各区の体制や地域課題に応じた支援方策の検討。
<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談内容を的確に共有する「情報共有カルテ」の作成と運用。 ・モデル5区への技術職OBの配置。(再掲) ・区役所における経営相談窓口の開設。(6月より順次開設、24区中15区で開設が決定) ・モデル区での相談事例等の情報収集。 ・「地域の声」等の対応状況についての情報収集。 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の7工営所と8下水道センターを統合・再編した新たな「工営所」を市内8か所に開設、各所に「市民サービス担当(機動班)」を設置。 <p>・市民・地域からの要望や地域の課題について、区役所内での情報の共有化・事業所との連携の状況を調査。</p>	<p>①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報共有カルテ」の活用状況の把握。 ・よくある質問を取りまとめ、迅速に相談対応できるしくみづくり。 ・モデル区の事例を共有し、各区において技術職員OBと地域担当職員及び広聴担当など、区役所内の連携の仕組みや区役所と事業所の連携など、相談調整機能の充実に向けた仕組みづくりの検討。 ・地域担当職員の構成なども区によって異なることから、各区の実情に応じた仕組みづくりが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報共有カルテ」の有効活用を進めつつ、多様な相談に迅速に対応できるよう、「よくある質問集」の充実を関係局と行う。 ・モデル区での事例を共有しつつ、各区の実情に応じた相談・調整機能が確立されるよう、区役所内部での情報共有、及び区役所と局事業所の連携強化など、相談調整機能が充実される仕組みづくりに取り組む。

2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度 of 取組内容
事項2-③ 「区政会議」の設置など	
【趣旨・目的】 区政についての意見と区政の評価を行う「区政会議」の設置等により、区の実情に合わせた協働型の区政を展開する。	ア 区政会議の設置 イ 各区の実情に応じた区民参加の拡充
【取組の考え方(戦略)】 区政にかかわりのある団体等から区長が選任する委員で構成する「区政会議」を設置し、区政についての意見を聴き、評価をしてもらうとともに、テーマ別車座会議、地域懇談会の開催など区民参加の拡充を図る。	
【成果目標】 区民の意見を反映した区政運営	【業績目標】 同 上
事項2-④ 体制づくり	
【趣旨・目的】 協働を担い、地域主権の確立に向けて取り組むにふさわしい区役所・市役所の体制を確立し、時代にあった合理性を持つ仕組みをつくる。	ア(ア) 区役所と局のあり方検討 ア(イ) 地域において、区役所・区保健福祉センター、局事業所、区社会福祉協議会等が地域の情報を相互に共有し、横断的課題に総合的に対処することができる仕組みづくりを行う。
【取組の考え方(戦略)】 ア 企画機能の強化に向けた検討 (ア) 人事、予算、事業執行などの権限や局と事業所・区役所の組織のあり方についての検討を進める。 (イ) 市の方針やこれに沿った施策や、社会経済状況の変化に迅速に対応し横断的課題に総合的に対処できる施策を立案する機能を持つための組織機構のあり方について検討を進める。 (ウ) 国やシンクタンクなどとの人材交流を強化し、情報交換の機会を充実する。 (エ) 効果的な海外へのプロモーションが展開できるよう各地域の特性に応じた短・中期的な戦略を構築するとともに、その展開に応じて組織を見直し重点化を図る。 イ 地域との関係における縦割り等の弊害の改善 地域の一体的・自主的な取組の促進と効果的な支援ができるよう、局の事務事業や計画の立案に当たって市民や区役所の意見を反映する仕組みを導入する。 ウ 協働の推進に向けた体制整備 市協働指針を踏まえた協働事業の促進に向けて協働を進める上で生じた課題を解決するための業務支援を行う窓口を設置する。	ア(ウ) 国やシンクタンクなどとの交流強化の検討 ア(エ) 本市経済成長戦略との整合性、世界経済情勢の趨勢、これまでの海外事務所実績、運営手法の観点などから、今後の地域ごとの取るべき戦略、海外事務所のあり方について取りまとめる。 イ 地域力の復興と公共の再編の視点からの市民や区役所の意見を反映できる仕組みの検討・導入 ウ(ア) 大阪市協働指針をふまえた協働事業の実施 (イ) 各局・区役所における協働推進にむけた支援窓口を設置し、協働を推進する役割を担う職員を対象とした大阪市協働指針についての職員研修ならびに協働事業によって生じた協働を進めるうえでの課題を解決するための業務支援を実施する。
【成果目標】 ア 企画機能の強化 イ 地域との関係における縦割り等の弊害の改善 ウ 協働の推進	【業績目標】 ア 企画機能の強化に向けた取組内容についての方針策定 (エ) 大都市大阪の活力につながるプロモーション戦略や海外事務所の活用について取りまとめる。 イ 仕組みの導入 ウ ・協働事業推進のための全庁体制の整備 ・職員研修による協働意識の醸成

- ①: 目標を達成または年度内に達成見込み ③: 目標達成の見込みなし
 ②: 目標を達成できない可能性がある ④: 環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> 区政会議に関する規程整備として、「区における総合行政の推進に関する規則」の一部改正 全区役所で区政会議を設置、23区で開催。(8月末現在) <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> 区政会議を全区にて開催。 中学校下ごとの「地域防災フォーラム」を開催。(107回117中学校下で開催、約18,000人参加:8月末現在) 	<p>①</p>	<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> 区政会議の課題把握と各区での情報共有。 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域防災フォーラム」での意見を区政へ反映させる仕組みの検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 区政会議での課題を各所管につなぐとともに、その対応状況を各区で共有されるよう情報発信する。 区政会議等での意見や評価などの議論内容が区政に反映されるよう、予算算定手法や予算枠の拡大など手法の検討。 「地域防災フォーラム」における内容や意見を、区政会議と同様に区政に反映させるための検討。
<p>ア(ア)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域担当者が持ち帰った地域課題や区政会議で出された意見等の迅速・的確に対応に向け、「地域の声システム」を導入。 関係部署間での移管対象事業の検討(生活基盤・子育て支援事業等)。 行政区のあり方等について、様々な角度から議論するため、外部の有識者等で構成する「行政区調査研究会」を設置。(6月設置) <p>ア(イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各局に地域活動支援・協働推進窓口を整備。(4月) 区役所・区保健福祉センター、局事業所、区社会福祉協議会等が地域情報を相互に共有する仕組みを検討。 <p>ア(ウ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業派遣研修において、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に職員派遣(1名)。 政策派遣研修において、構想日本に職員派遣(1名)。 <p>ア(エ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の地域ごとのプロモーション戦略、事務所のあり方についての案を取りまとめ関係部署間で検討。 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係部署間での移管対象事業の検討(生活基盤・子育て支援事業等)。 <ul style="list-style-type: none"> 区政会議等の意見を区政に反映させるため、予算編成など手法について検討。 <p>ウ</p> <p>(ア)職員とNPO法人が互いに理解し合う場としての市民協働フォーラム実施。(1回開催、345人参加)</p> <p>(イ)協働推進に向けた支援窓口の設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民協働職員研修実施。(11回実施、延べ1452人受講) フォーラム、研修内容を随時、職員向けの庁内ポータルに掲載。 	<p>①</p>	<p>ア(ア)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域の声」の効果的な運用。 移管対象事業の検討結果の整理。 「行政区調査研究会」での議論を踏まえた方向性の取りまとめ。 <p>ア(イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校も含めた連合振興町会エリアでのきめ細かな情報共有が必要。 現在進められている「地域カルテ」づくりの取組の検証が十分にできていない。 <p>ア(ウ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣先での活動情報の発信と情報共有の一層の充実。 <p>ア(エ) 事務所のあり方に関する継続した議論。</p> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> 区への権限移管ができるよう、区の実情に見合った業務執行体制の構築。 区政会議等の地域の意見を区政に反映させる仕組みづくり。 <p>ウ 協働の推進は、時間をかけて継続的に取り組む必要がある。</p>	<p>ア(ア)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域の声」の効果の検証。 行政区調査研究会の「中間取りまとめ」を受けて、関係部署間での議論を整理し今後の方向性を検討する。 <p>ア(イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働まちづくり室、各区役所と連携しながら、「地域カルテ」づくりの取組の検証を進め、関係機関内での地域情報の収集・共有のための標準マニュアルづくりを行う。 <p>ア(ウ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな情報発信・情報提供メニューを検討・実施することで、より一層充実した情報発信・情報共有に努める。 <p>ア(エ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大都市大阪の活力につながる海外事務所の活用について、各局横断で深化・継続した議論、分析等を経て、事務所のあり方について結論を出す。 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> 区役所の意見を踏まえ、地域実情に見合った権限の移管や業務執行体制の確立に向けて調整を行う。 区政会議等の意見や評価等が区政に反映されるよう予算算定手法や予算枠の拡大など手法の検討。 <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働事業の事例を庁内に情報発信するなど、引き続き取組を進める。

2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度 of 取組内容
事項2-⑤ 職員づくり	
【趣旨・目的】 地域力の復興と公共の再編など新しい大阪市政を担う職員の育成	ア 職員力と役割意識の向上 (ア) 自治体の使命・役割を理解し、自覚と誇りをもって市民とともに行動できる職員を育成するための研修等を実施 (イ) 協働の実践力向上研修、NPO活動体験研修などの実施
【取組の考え方(戦略)】 ア 職員力と役割意識の向上 (ア) 使命・役割を理解し、自覚と誇りを持って市民とともに行動できる職員を育成する研修等を実施する。 (イ) 市民活動のコーディネートやファシリテートができる実践力のある職員を養成する。 (ウ) 事業遂行や人材育成においてステップ分析の手法を導入する。 イ モチベーション向上やチャレンジ精神発揮のための組織風土づくり (ア) 各組織の目標やビジョンづくり等にポジティブ・アプローチ手法等を活用し、職員の主体的・創造的な行動の誘発を図る。 (イ) 重要な課題や目標達成の困難な課題に挑戦し成果をあげた事業を「ベストプラクティス事業」として積極的に評価するとともに、コーディネート等によって事業費を極力使わずに実施できた地道な取組を「チャレンジ事業」として顕彰し、これらの事例を情報共有する。 (ウ) 業務の改革・改善やモチベーションの向上を目的とする職員アンケートを実施する。 ウ 職員の社会貢献活動・市民活動への参加促進 (ア) 時間外における地域ボランティアなど職員による社会貢献活動を呼びかけ促進する。 (イ) 職員が主体的に地域の行事やNPO活動など大阪市における市民活動に参加することを促進するための仕組みを検討する。	(ウ) 事業の遂行や職員の人材育成においてステップ分析の手法を導入 イ モチベーション向上やチャレンジ精神発揮のための組織風土づくり (ア) ポジティブ・アプローチ手法等の活用に向けた研修を実施し、効果が見込める部署で順次、活用する。 (イ) 「ベストプラクティス事業」の評価を行うとともに、「チャレンジ事業」を顕彰する仕組みを構築し周知する。 (ウ) 職員アンケートを実施する。 ウ 職員の社会貢献活動・市民活動への参加促進 (ア) 職員による社会貢献活動を実施 (イ) 職員による市民活動を促進する仕組みの導入
【成果目標】 ア 職員力と役割意識の向上 イ モチベーション向上やチャレンジ精神発揮のための組織風土づくり ウ 職員の社会貢献活動・市民活動への参加促進	【業績目標】 同 上

- ①:目標を達成または年度内に達成見込み ③:目標達成の見込みなし
 ②:目標を達成できない可能性がある ④:環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>ア (ア)23年3月に改訂した「人材育成基本方針」に基づき、各階層別研修において、愛市精神の醸成や職員の役割意識の向上につながるプログラムを導入。 (イ)各階層別研修の講義において、地域主権・市民協働意識の醸成につながるプログラムを導入。 (ウ)業務フロー検討プロジェクトチームの取組みにより可視化された、個々の業務フローを活用し、ステップ分析手法による職員の人材育成について検討。</p> <p>イ (ア) ポジティブ・アプローチ手法の体験研修を実施した。 参加者 74名 満足度 97% 活用度 76% (イ)「ベストプラクティス事業」の評価を行い、選定。(62事業:局37 区25) ・チャレンジ事業を顕彰する仕組みづくりの試行として、先進的取組を、市政改革室の庁内情報紙で紹介。 (ウ) ・定期的な職員アンケートの実施に向けて、階層別職員研修受講者を対象に、事前アンケートを実施。 回答内容をふまえ、全職員対象のアンケートを検討。 (階層別アンケート回収数 1,330件)</p> <p>ウ (ア)新採職員に対して、「ボランティア体験」及び「市民協働体験」のカリキュラムを導入して研修を実施。 ・希望選択型のパワーアップ研修において、「市民協働実践講座」「地域や組織の課題克服、コーディネーター育成講座」を実施。 ・庁内ポータルにおいて、職員向けボランティア情報を掲載。 ・平成22年3月に実施された「地域活動に関する職員アンケート」をもとに現状把握。(職員数34,667名、提出者7,649名、提出率21.11%)</p>	<p>①</p>	<p>ア ・意識醸成には時間がかかることから、継続的で地道な取組が必要である。 ・ステップ分析手法を導入する意義の職員への周知。 ・ステップ分析手法の導入による成果等のわかりやすい情報発信。</p> <p>イ(ア) —</p> <p>イ(イ) ・チャレンジ事業の意義の周知。 ・所属への負担とならない手法による抽出。 ・チャレンジ事業とされることがモチベーションアップにつながるメリットの検討。</p> <p>(ウ) ・事前アンケート結果では、なにわルネッサンスそのものの認知度が低く、職員への理念の浸透を進める取組が必要。 ・職員のモチベーションアップに向けては、アンケート等で得られた様々な意見への対応を明確にしていく必要がある。</p> <p>ウ ・意識醸成には時間がかかることから、継続的で地道な取組が必要である。 ・活動に参加していない理由は、「興味がない」、「どんな活動があるか分からない」等があげられている。 ・職員が市民活動に関する情報を十分に持っていない。 ・活動への参加意欲は約69%である。 ・職員向けボランティア情報が活用されていない。 ・参加を促す手法について早急に検討する必要がある。</p>	<p>ア ・引続き取組を進める。 ・各業務について担い手の最適化に取り組む中で、ステップ分析手法による業務改善の意義を職員間で共有する。 ・業務のながれを可視化し、業務改善、担い手の最適化等の取組状況を職員に情報発信する。</p> <p>イ(ア) —</p> <p>イ(イ) ・チャレンジ事業の対象となる取組を、リサーチするしくみや雰囲気づくりを関係部署と連携して検討。 ・チャレンジ事業として紹介した事例を関係部署につなぐほか、全市的な展開へとコーディネートし、地道な取組を進める職員のモチベーションを高めるサポートを進める。</p> <p>(ウ) ・業務の改革改善や職員のやる気が高まる機会となり、かつ、なにわルネッサンスへの認識が高まるよう設問を工夫する。 ・職員の意識や取組の変化、理解度合などが比較できるような設問を工夫する。 ・全職員対象に10月中に実施(年度内に結果公表)</p> <p>ウ ・市民活動に関する情報の職員への周知強化を図るとともに、参加を促進するため、職員と市民活動をマッチングする仕組みを作る。 ・地域活動への参加意向のある職員を「職員サポーター」としてバンク化するなど、組織的な取組を年度内に立ち上げる。</p>

2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度の取組内容
<p>事項2-⑥ 市政改革を進めるための人材マネジメント</p>	
<p>【趣旨・目的】 限られた人材の士気と能力及び組織パフォーマンスの向上(職員数抑制への対応)と、仕事の目標・機軸の明確化、人事評価の透明性の向上、職員間の認識共有化など「仕事の見える化」(職員気質の多様化等への対応)を推進する。</p>	<p>ア 平成24年度の新規採用者からこれまでのあり方を見直し社会人経験者の採用を推進</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 新しい大阪市政に求められる職員像を明確化し、人物重視の採用と社会人経験者の採用を推進する。 イ 多角的な視点から物事を見つめることのできる人材と、特に高度な専門性を有する人材とをバランスよく養成する。(一般行政職員) ウ 区役所業務の特性を重視した人事異動を推進する。 エ 人材育成のための人事評価を徹底する。 オ 給与制度への勤務成績の反映を推進する。 カ 変化に対応し役割に応じた働きができる職員を育成する階層別研修プログラムを実施する。 キ 職場内コミュニケーションを推進する。 ク 技能職員業務の特性を「地域から市政を変える」新しい取組に最大限活用するなど技能職員の今後のあり方を明確化する。 ケ 一時的、補完的業務などについては、臨時的任用職員、任期付職員等を活用し、本務職員業務を協働のコーディネート、企画・立案、公権力行使などの業務に純化する コ 職員の服務規律を確保する。</p>	<p>イ及びウ 平成22年度に策定した、多角的な視点から物事を見つめることのできる人材と特に高度な専門性を有する人材とをバランスよく養成するとともに、区役所業務の特性を重視した新しい人事異動基準(係員)に基づく人事異動を平成23年度から実施</p> <p>エ 職員研修等により意識浸透に取り組む。</p> <p>オ 平成23年度以降も引き続き実施</p> <p>カ 平成23年度研修プログラムから順次実施</p> <p>キ 平成23年度から全局・区役所で幹部職員と若手職員等との懇談会等を実施(各局・区役所の不祥事根絶プログラムに明記)</p> <p>ク 平成23年度以降の人事異動において順次実施(地域担当制への活用など)</p> <p>ケ 平成23年度以降継続的に推進</p> <p>コ 職場内コミュニケーションを推進し不祥事の根絶を図る。</p>
<p>【成果目標】 ・職員アンケートにおいて、士気と能力の向上及び仕事の「見える化」にかかる取組に対する肯定的な認識 80%を達成する。 ・特に人事評価に対しては、理解度(理解している・おおむね理解してる)90%、満足度(不満はない)75%を達成する。</p>	<p>【業績目標】 同上</p>

①:目標を達成または年度内に達成見込み ③:目標達成の見込みなし
 ②:目標を達成できない可能性がある ④:環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>ア 社会人経験者を対象とした採用試験要綱を公表。 ・試験区分:事務・行政 ・採用予定者数:5名程度 ・採用予定日:平成24年4月1日</p> <p>イ及びウ ・平成23年度所属間人事異動者(事務職員)393名うち、局区間異動者 274名。 (人事異動における局区間異動の割合69.7%)</p> <p>エ ・新任評価者研修を7～8月に計5回実施。 係長級 449名 技能統括主任・部門監理主任 139名 ・課長級・課長代理級職員を対象とした「人材育成・面談訓練」を8月に計22回実施。 対象者 1,897名 ・人事評価制度職場グループワークの実施を各所属へ通知(7月)し、9月末までの実施を依頼。</p> <p>オ —</p> <p>カ 「人材育成基本方針」に基づき、若手層に対する実践力の強化・管理監督者のチーム力強化に資する人的マネジメントの強化・基幹的人材育成のための選抜型研修(=行政経営研修)の実施など、各階層別研修において、変化に対応し役割に応じた働きができる職員の実現に向けた講義内容をカリキュラムに導入。</p> <p>キ及びク ・各所属で所属長等と若手職員との懇親会、所属長による職場巡視等のコミュニケーション推進のための取組みを実施又は検討。 ・課長・課長代理級を対象としたサービス研修の実施(6/24～7/14)、職場サービス研修(7/19～)。 ・区役所、事業所に対するサービス査察の実施。</p> <p>ク ・地域安全防犯業務の体制強化。 14名(別途再任用職員4名)を配置。 ・「地域安全対策業務」から「地域安全防犯業務」と名称を変更し、街頭犯罪発生件数ワースト1返上に向けた地域安全防犯業務について重点的に取り組むとともに、これまで実施している安全対策業務を実施。</p> <p>ケ 各所属に対して非正規職員等の活用や民間活用などの積極的な推進を行い、平成24年度事務事業の執行体制について計画するよう依頼。(6月)</p>	<p>①</p>	<p>ア 本年度の社会人経験者採用試験の実施状況を踏まえ、引き続き、民間人材の活用を推進していく必要がある。</p> <p>イ及びウ ・引き続き、市政を多角的な視点から見つめることのできる人材と、特に高度な専門性が必要な職域での専門性の高い人材との双方をバランスよく育成する。</p> <p>エ 引き続き、人材育成としての制度理解の向上を図る必要がある。</p> <p>オ —</p> <p>カ めざす職員像の実現に向けては、継続的で地道な取組が必要である。</p> <p>キ及びク ・なお不祥事が絶えない状況にあり、引き続き職員の意識改革を図る取組が必要である。</p> <p>ク 地域ニーズを踏まえるとともに地域との連携を一層深め、関係事業所や警察との連携強化を図る必要がある。</p> <p>ケ 本市の事務事業の実施にあたり、非正規職員等を活用できる業務と、本務職員が行わなければならない業務とを精査していく必要がある。</p>	<p>ア 採用試験の実施。</p> <p>イ及びウ ・自己申告書や各所属とのヒアリングを通し、個々職員の適性を見極める。</p> <p>エ 職員アンケートの実施。</p> <p>オ —</p> <p>カ 引続き取組を進める。</p> <p>キ及びク ・所属長等による職場懇談会、職場巡視の実施。 職場サービス研修の実施。(7/19～10/21) 引き続きサービス査察の実施。</p> <p>ク 地域安全防犯業務について重点的に取り組むとともに、これまで実施している安全対策業務を引き続き実施。</p> <p>ケ 各所属とのヒアリング等を通し、平成24年度の業務執行体制を構築していく。</p>

2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度 of 取組内容
事項2-⑦ 良きガバナンスの実現	
<p>【趣旨・目的】 効率的・効果的な業務執行により、市民の信頼と共感を得る。</p>	<p>ア ・新たな「課制」の導入 ・区役所、事業所への権限移譲と組織全体の情報共有の仕組みづくり ・効果的・効率的なチェックシステムの検討</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 現場への権限移譲や組織全体の情報共有化、効果的・効率的なチェックシステム、職員の相互協力による「職場力」の強化など、組織横断的に事業調整、執行管理する仕組みづくりを行う。</p> <p>イ 区役所と局が分担している事務事業や繁忙要素となっている業務等について、ケーススタディ的に業務プロセスを可視化し事務改善して業務能率を向上させることによって、協働の視点から新たな業務プロセスの創造をめざすマネジメントへの転換の端緒とする「業務フローの最適化」に取り組む。</p> <p>ウ 減価償却費や人件費などの見えにくいコストを含めたフルコスト情報や、これまで蓄積してきた資産・負債についてのストック情報が把握できる公会計システムを構築し、その情報を市民に公表するなど、事業コスト情報の可視化を促進する。</p> <p>エ 長期的観点から取り組む事業にかかる計画について、社会経済情勢への適合性の点から適宜評価し、見直しを行う。</p> <p>オ 市役所内での調査・照会等について、必要最小限のものとするとともに、共同実施、既存資料の活用などの簡素化を図る。</p> <p>カ 職員のコンプライアンス研修や職員が業務に関して弁護士によるアドバイスを受けることができるリーガルサポーターズ制度を充実する。</p> <p>キ コンプライアンスやサービスなど職務上の問題に直面した職員のサポート体制の周知やより利用しやすい仕組みづくりに努める。</p>	<p>イ 複数の局・区役所が関係する事務事業、定例的・定常的な事務事業等から検討対象を選定し、業務フローの検討・再構築を行い、可能なものから実施</p> <p>ウ 公会計システム開発にあたっての課題整理</p> <p>エ 評価・見直しの方針の検討</p> <p>オ 現状の把握・整理と方針の検討</p> <p>カ リーガルサポーターの弁護士の1名増員</p> <p>キ 制度の周知とより利用しやすい仕組みづくりの推進に向けた各局への働きかけ</p>
<p>【成果目標】 ア 組織横断的な事業調整、執行管理 イ 協働の視点からの新たな業務プロセスの創造 ウ 平成25年度に施策別等のフルコスト情報などを公表 エ 長期的観点から取り組む事業にかかる計画の社会経済情勢への適合 オ 調査・照会等の簡素化 カ 職員アンケートにおいて「コンプライアンス意識が高まった」旨の回答80%以上及び適正な職務執行 キ 各局・区役所において制度の周知、より利用しやすい仕組みづくりを進める。</p>	<p>【業績目標】 ア ・新たな「課制」の導入 ・区役所、事業所への権限移譲と組織全体の情報共有の仕組みづくり ・効果的・効率的なチェックシステムの検討 イ 複数の局・区役所が関係する事務事業、定例的・定常的な事務事業等から検討対象を選定し、業務フローの検討・再構築を行い、可能なものから実施 ウ「基準モデル」導入に向けた財務会計システムと一体化した公会計システムを構築 エ 評価・見直しの方針の検討 オ 現状の把握・整理と方針の検討 カ リーガルサポーターの弁護士の1名増員 キ 制度の周知とより利用しやすい仕組みづくりの推進に向けた各局への働きかけ</p>

- ①: 目標を達成または年度内に達成見込み ③: 目標達成の見込みなし
 ②: 目標を達成できない可能性がある ④: 環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>ア ・新たな「課制」の導入→1監、18局、24区に導入。(4月) ・地域担当者が持ち帰った地域課題や区政会議で出された意見等の迅速・的確な対応に向け、「地域の声システム」を導入、現場で求められる権限についての情報把握。</p> <p>イ 6月に第1回業務フロー検討PTを設置・開催し、取組方針を策定、モデル区である浪速区役所において7月上旬から、福島区役所において7月下旬から実地調査を実施、同時に両区役所の職員(生活支援グループを除く)に対しアンケート調査を実施。</p> <p>ウ システム開発に関しては、予定どおり進捗しており、8月末までに計47回の検討会を経て、基本設計工程を完了し、9月からプログラミングの工程に進む予定。</p> <p>エ 評価・見直し方針の検討。</p> <p>オ 6月に第1回業務フロー検討PTを設置・開催し、取組方針を策定、他都市における取組状況を調査。</p> <p>カ コンプライアンス研修(グループ討論型研修)について、さらなる充実強化を図るため、民間の研修事業者を公募するとともに、弁護士増員に関して現状の精査等を実施。</p> <p>キ より利用しやすい制度とするため、リーガルサポーターズ制度の相談事案の情報を共有化することを目的として、相談事案の目録情報を庁内ポータルへ掲載する取組を進めた。</p>	<p>①</p>	<p>ア ・新たに導入した「地域の声システム」が十分に活用されていないなど、権限移譲や情報共有の検討に向けた現実の課題認識が十分にされていない。</p> <p>イ 検討項目が多岐にわたり精査を要している。</p> <p>ウ システムの機能については、様々な角度からの分析等が期待できるものとなったが、分析結果の活用方法が確立していないことや財務書類に関する知識を持っている職員が少ないことが課題となっている。</p> <p>エ ・歴史的経過をふまつつ、社会経済情勢への適合性の視点から見直し案を検討する必要がある。</p> <p>オ 検討項目が多岐にわたり精査を要している。</p> <p>カ 民間研修事業者による研修効果をどのように検証するのか検討が必要である。また、弁護士増員の効果等についても検討が必要である。</p> <p>キ 制度のさらなる周知や利用しやすい仕組みづくりについて検討が必要である。</p>	<p>ア ・新たな「課制」導入による効果の検証を行う。 ・「地域の声システム」や区長会議、担当課長・係長会などからの問題提起について、区役所と関係局が情報共有しながら調整、その結果を公表するといった手続やルールの原案を年内に策定。 ・区長会議や関係局との協議を経て、成案として取りまとめる。</p> <p>イ 検討課題の集約・整理及び各関係局との連携・調整を進める。</p> <p>ウ 定例的にWGを開催し、関係所屬と認識を共有しながら、会計専門家の指導・助言のもとで、課題の解決を図る。</p> <p>エ ・検討結果をふまえ、見直し案の提示を進める。</p> <p>オ 調査・照会状況を把握するとともに簡素化に向けた今後の方針を検討する。</p> <p>カ 研修効果の検証手法を検討するとともに、弁護士増員の効果等の検討結果を踏まえ、方針を決定する。</p> <p>キ 庁内ポータルを活用したコンプライアンス制度全般の周知を行うとともに、公正職務担当職員が各所屬に出向き、コンプライアンス制度の運用等について説明する出前研修を実施する。また、リーガルサポーターズ制度の利用等に関して各所屬の意見を聞くヒアリングやより良い制度の構築に向け各所屬のコンプライアンス担当職員を対象にアンケート調査を実施する。</p>

2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度 of 取組内容
事項2-⑧ 区役所の体制整備と権限・機能の強化	
<p>【趣旨・目的】 地域課題の解決に向けた活動を支援するとともに、さまざまな相談に対して地域に最も身近な区役所で迅速・的確な対応が行えるよう、区役所の体制と権限・機能の強化を行う。</p> <p>【取組の考え方(戦略)】 ア 区役所が地域活動支援や生活支援を的確に担うための体制として総務課、市民協働課、窓口サービス課、保健福祉課に再編する。 イ 地域ニーズをできるだけ区政に反映させるため、各区の特性に応じた事業企画ができる予算枠を拡大する。 ウ 地域防犯対策事業や子育て支援に関する事業など、より地域の特性や区の実情に応じた展開ができる事業を局から区役所に移管する。 エ 局が所管する地域に関わる事業について、区役所が区や校区等地域の地域ニーズや地域事情を反映するために主導的に関わることを導入する。</p>	<p>ア 区役所の内部組織を総務課、市民協働課、窓口サービス課、保健福祉課に再編</p> <p>イ 区裁量予算枠の拡大</p> <p>ウ 地域防犯対策事業、子育て支援に関する事業等の移管</p> <p>エ 局事業への区役所の関与の仕組みを導入</p>
<p>【成果目標】 ア 平成23年度に再編 イ 地域ニーズの区政への反映 ウ 地域の特性や区の実情に応じた事業展開 エ 平成23年度中に仕組みを導入</p>	<p>【業績目標】 同上</p>
事項2-⑨ 局の地域・区役所支援の強化	
<p>【趣旨・目的】 市役所全体で区役所と地域活動を総合的に支援し、区役所がよりよく地域活動支援と生活支援の役割を果たすことができるよう、局の地域・区役所支援を強化する。</p> <p>【取組の考え方(戦略)】 ア 「区政会議」の意見その他区役所からの提案・要請に対して市役所全体で応えとともに、地域に関わる本市施策や協働に関わる本市施策を総合的に推進する市長直轄の協働まちづくり室を設置し、各局に地域活動支援・協働推進窓口を設けるなど、区役所の地域活動支援業務を局が支援する体制を整備する。 イ 区役所・局の組織を越えた交流の促進と縦割りの解消を進めるとともに、区役所の繁忙期などにも円滑で効果的な応援体制がとれるよう、区役所と局の関係づくりによる区役所サポーターの仕組みなど、区役所と局の関係強化の仕組みを導入する。 ウ 地域の中小企業をきめ細やかに支援するため、局への地域連携担当の配置や区役所への経営相談窓口の順次設置など、区役所と局との連携を強化するとともに、区役所と地域が協働して取り組む地域経済活性化の取組を弾力的に支援する仕組みを導入する。</p>	<p>ア 協働まちづくり室の設置、各局等への地域活動支援・協働推進窓口の整備</p> <p>イ 区役所と局の関係強化の仕組みの試行</p> <p>ウ 地域経済活性化に向けた地域・区役所支援の体制の整備、仕組みの導入</p>
<p>【成果目標】 ア 平成23年度に組織体制を整備 イ 平成24年度に仕組みを導入 ウ 平成23年度中に支援体制を整備し、仕組みを導入</p>	<p>【業績目標】 ア、イ 同上 ウ ・区役所における経営相談対応の体制を整備</p>

- ①: 目標を達成または年度内に達成見込み ③: 目標達成の見込みなし
 ②: 目標を達成できない可能性がある ④: 環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>ア ・区役所の内部組織を総務課、市民協働課、窓口サービス課、保健福祉課に再編。(4月) ・全区に地域担当を統括する職員を配置し体制強化。(24担当係長)</p> <p>イ ・区裁量予算枠の拡大に向けた検討。</p> <p>ウ・エ ・地域の特性や区の実情に応じた展開ができる事業を、局から区役所に移管するために、区役所が局の事業に関わることができる仕組みについて検討。</p>	<p>①</p>	<p>・区の実情に応じた移管等対象事業の検討、整理。</p> <p>・区内で実施する事業に区民の意見を反映させるために、区政会議における当年度予算の説明や、次年度予算についての意見聴取を実施したうえで、区役所と局の次年度予算事業にかかる検討、調整作業の大幅な前倒しが必要。</p> <p>・「行政区調査研究会」での議論を踏まえた方向性の取りまとめ。(再掲)</p>	<p>・区の実情に応じた予算編成ができるよう区政会議関連予算枠を設置。</p> <p>・行政区調査研究会での議論を踏まえ、地域や区民の思いを汲み上げて予算を組みたてていくための予算編成プロセスを構築する必要がある。</p>
<p>ア、イ ・協働まちづくり室の設置。(4月) (設置目的: 区政会議の意見その他区役所からの提案・要請に対して市役所全体で応えとともに、地域に関わる本市施策や協働に関わる本市施策を総合的に推進)</p> <p>ウ ・区役所における経営相談窓口の開設。(6月より順次開設、24区中15区で開設が決定)(再掲)</p> <p>・地域経済活力創造事業。(2区で実施、実施予定7区、検討中7区) ・経済局に地域連携グループを配置。(4月) ・地域や区役所による地域経済活性化に向けた活動を支援。(区役所に対する提案・サポート活動: 98回)</p>	<p>①</p>	<p>ア、イ ・「協働まちづくり室」の役割を果たすための区・局間の調整等。</p> <p>ウ 区役所における経営相談対応の体制整備については、区役所が継続して窓口を開設できるよう引き続き支援する必要がある。 地域経済活力創造事業については、地域課題やそれに応じた経済活性化策は区によって様々なため、各区の実態に合わせた支援が必要である。</p>	<p>ア、イ ・引き続き地域に関わる本市施策や協働に関わる本市施策を総合的に推進する。</p> <p>ウ 各区の実情を見極めながら、区役所や地域が連携した活性化事業の促進に向けて、引き続き区役所に対して提案やサポートを行う。</p>

2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度 of 取組内容
事項2-⑩ 地域情報を施策に反映する仕組みづくり	
<p>【趣旨・目的】 正確な市民ニーズの把握や反映によって、地域の実情やニーズに応じた有効な地域支援と適切な公共サービスにつなぐ。</p> <p>【取組の考え方(戦略)】 ア さまざまな地域情報や課題など地域担当のもとに集まる情報や、区民モニター等の広聴担当に集まる情報など区役所が集約できる情報を整理・加工し、その共有化を進め、区の施策に反映する。</p> <p>イ 国勢調査などの統計情報をはじめ、市が保有する情報を、地図情報として地域に提供し、あるいは地域担当者が地域実情や課題の把握につなぐことにより、地域に対する支援を充実する。</p> <p>ウ 地域住民をはじめ民生委員や保健・医療・福祉関係者など地域のネットワークにより地域の福祉課題の発見や相談支援等に取り組み、関係先への提言や市政に反映させる仕組みとして構築されている地域支援システムなど既存の仕組みの活用を検討する。</p> <p>エ ア～ウで取り扱う情報や事業所に集まる情報など、さまざまな情報が、「区政会議」などで活用され、必ず区役所や局の必要な部署に届き、適切に対応されるよう、既存のシステムの充実や統合など、局や区の枠組みを超えた情報共有の仕組みづくりを検討・実施する。</p>	<p>ア 各区役所における情報収集体制の強化</p> <p>イ 地図情報システムを活用した統計情報等の提供による支援</p> <p>ウ 地域支援システム等の活用</p> <p>エ 各区役所・局を通じた情報共有体制の強化</p>
<p>【成果目標】 区役所における地域のさまざまな情報やニーズの的確な共有</p>	<p>【業績目標】 同 上</p>
事項2-⑪ 区役所・市コミュニティ協会区支部協議会・区社会福祉協議会の連携による地域活動支援の充実	
<p>【趣旨・目的】 区役所・市コミュニティ協会区支部協議会・区社会福祉協議会の三者が連携することにより、地域の市民活動をより有効に支援する。</p> <p>【取組の考え方(戦略)】 区役所・市コミュニティ協会区支部協議会・区社会福祉協議会の三者がより緊密に連携し、地域で活動する団体間の連携促進や運営支援、団体との協働事業の実施、地域団体への活動支援、地域住民による市民活動の組織化の支援、「地域活動協議会」の立上げや運営等への支援など、地域の市民活動をより有効に支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動支援にかかる組織間の情報の共有化 ・ 三者連携策のあり方検討 ・ 区における中間支援機能の拡充
<p>【成果目標】 区役所・市コミュニティ協会区支部協議会・区社会福祉協議会の三者による地域活動の効果的な支援</p>	<p>【業績目標】 三者による連携強化に向けた新しい取組を導入する。</p>

①: 目標を達成または年度内に達成見込み ③: 目標達成の見込みなし
 ②: 目標を達成できない可能性がある ④: 環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>ア、エ ・地域担当者が持ち帰った地域課題や区政会議で出された意見等の迅速・的確に対応に向け、「地域の声システム」を導入。(再掲)</p> <p>イ ・地図情報システム(GIS)の活用事例を、地域担当者に説明。(6月実施、参加35名)</p> <p>ウ 地域支援システム活用の検討。</p> <p>エ ・地域担当職員に対する研修を実施する中で、担当職員間の意見交換や情報共有等を図った。</p>	<p>①</p>	<p>ア、エ ・「地域の声システム」の効果的な運用。</p> <p>イ ・GISの活用推進。</p> <p>ウ ・地域担当職員が既存の「地域支援システム」を活用する仕組みを検討。</p> <p>エ ・地域担当職員の情報共有の仕組みづくり。</p>	<p>ア、エ ・「地域の声システム」の効果の検証。</p> <p>イ ・GIS活用推進のための研修及び、活用事例の紹介。</p> <p>ウ ・地域担当職員が様々な地域課題の解決に向けて、必要に応じて「地域支援システム」を活用する。</p> <p>エ ・地域担当職員情報の共有化。</p>
<p>・市コミ協、市社協も構成メンバーに、有効な地域活動支援に向けて、中間支援組織のあり方などを検討する「地域力強化タスクフォース」を設置。(8月設置)</p> <p>・地域力強化タスクフォース及びそのワーキングにおいて、地域活動協議会モデル4区の現状・課題及び区役所と中間支援組織との現状の認識について情報共有を実施。(1回開催)</p>	<p>①</p>	<p>・地域に対する地域活動支援を強化するため、区役所と中間支援組織とのさらなる連携・協力が必要。</p>	<p>・地域力強化タスクフォース及びそのワーキングにおいて、区役所と中間支援組織の役割分担及び中間支援組織の三者による連携強化に向けた具体的な取組みを検討。</p> <p>・各区の実情に合わせ、23年度中にモデル区で着手し、24年度中に全区に拡大する。</p>

2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度の実施内容
事項2-⑫ 市民サービスの向上と区役所事務の効率化	
<p>【趣旨・目的】 今後の区役所の果たすべき役割を考慮しつつ、窓口業務や庶務関係業務など効率化が可能な業務について効率化を進めながら、市民サービスの充実に努め、より便利で快適な区役所をめざす。</p>	<p>ア 窓口業務の効率化 (ア) サービスカウンター(1か所)で委託化、検証 (イ) 区役所窓口以外の証明書発行サービスの導入手法を検討し、方針を策定</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 窓口業務の効率化 (ア) 証明書発行業務を外部委託化する。 (イ) 区役所窓口以外の証明書発行サービスの導入を検討する。 (ウ) 区役所に申請書の記載支援や必要な関連手続(保険・福祉など)の適切な案内を行うフロアマネージャーを配置する。 (エ) 区役所の業務端末の統合や業務システムの連携強化を図る。 イ 事務事業の共同実施 庶務関係業務やバックオフィス業務などについて、集約化や複数区連携により効率化を検討する。</p>	<p>(ウ) 全区役所へのフロアマネージャーの配置 (エ) 業務システムの連携を強化するための基盤系システム統合基盤も開発に着手 イ 事務事業の共同実施 区役所の窓口業務や庶務関係業務について、集約化や複数区での共同実施を検討</p>
<p>【成果目標】 ア (ア)～(エ)の実現 イ 事務事業の共同実施</p>	<p>【業績目標】 ア 平成23年度中に、窓口業務の効率化の方針を策定する。 イ 平成23年度中に、事務事業の共同実施の方向性を取りまとめる。</p>

- ①:目標を達成または年度内に達成見込み ③:目標達成の見込みなし
 ②:目標を達成できない可能性がある ④:環境変化等により抜本的な見直しが必要

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>ア (ア) 梅田サービスカウンターにおける証明書発行業務の民間委託化。(9月1日～)</p> <p>(イ) 自動交付機・コンビニエンスストアのキオスク端末による証明書発行サービスについて、カード普及や利用率の向上策など他都市事例の収集を行うとともに、提供するサービス内容に応じたシステムや経費などについて事業者のヒアリングを行うなど、検討を進めた。</p> <p>(ウ) 4月にフロアマネージャーを全区役所に配置し、申請書の記載支援や関係手続きの案内を実施するとともに、7月時点で、各区において取組状況の振り返りを行った。</p> <p>(エ) 基幹系システム統合基盤開発業者及び開発支援業者を調達し、開発に着手した。</p> <p>イ ・郵送事務処理センターにおける、住民票・戸籍に関する証明書の郵送請求の集約化範囲の拡大に向け、機器の調達や取扱方法を整理。 ・行政区のあり方等について、様々な角度から議論するため、外部の有識者等で構成する「行政区調査研究会」を設置(6月設置)。事務事業の共同実施についても検討中。</p>	<p>①</p>	<p>ア (ア) 区役所での証明書発行業務の民間委託を可能にするため、効率的な業務フローを確立する必要がある。</p> <p>(イ) 本市の実情をふまえつつ、高利用率につながる効果的な導入手法の策定が必要。</p> <p>(ウ) 更なるサービスの向上をめざし、各区におけるフロアマネージャーのスキルアップが必要。</p> <p>(エ) 業務システムの連携強化等について、関係するシステム所管と調整しながら、設計部分の検討をする必要がある。</p> <p>イ ・郵送請求の集約化について、効果的な広報を行っていく必要がある。 ・行政区調査研究会での議論及びその結論の施策への反映。</p>	<p>ア (ア) 梅田サービスカウンターの民間委託について検証・改善、区役所での証明書発行業務の委託に向けて詳細な課題整理を進める。</p> <p>(イ) 自動交付機・コンビニエンスストアのキオスク端末による証明書発行サービスについて、運用面を含め、システムの仕様や導入時期など具体的な検討を進める。</p> <p>(ウ) 各区の状況について、情報共有を図り、サービス向上に向けた取組を進める。</p> <p>(エ) 業務システムとの所管との調整、検討を行うため会議体を設け、課題整理を進める。</p> <p>イ ・10月3日の集約化を円滑に実施できるように準備を進めつつ、区役所とともに広報を行い市民の認知度を高める。 ・行政区調査研究会の議論を踏まえ区や地域の特性に見合った仕組みや取組みの手法を検討する。</p>

3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度の取組内容
事項3-① 「事務事業総点検」等に基づく点検・精査	
<p>【趣旨・目的】 「中期的な収支均衡に向けた対策のフレーム」における「さらなる経費削減 約120億円」の実現をめざし、「事務事業総点検(中間取りまとめ)」に引き続き、総点検で問題提起を行った事業について点検・精査を行うとともに、日常の事務にかかる経費の徹底したムダの排除など、経費節減の徹底を進める。</p>	<p>ア 点検・精査 100事業のうち、平成23年度予算に向けて精査した16事業を除く84事業について、再構築部会でさらに整理・分類のうえ、引続き点検・精査し、再構築等を図っていくとともに、現行のPDCAサイクルや分権型予算編成システムのもとで、各局・区においても主体的に不断の見直しに取り組む。</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 点検・精査 ・「中間とりまとめ」で問題提起を行った940事業について、国や他都市水準等との比較を実施し、他都市水準比較で「上回っている」「比較困難」と整理した事業の一般財源総額で9割以上を占める1億円を超える100事業を優先的に精査を行う。 ・施策効果検証のために「政策試行」として数年間の事業休止等の手法も検討</p> <p>イ 経費節減の徹底 ・庁舎・事務所の光熱水費、広報印刷物の削減及び物品の集中購買の継続による経費節減を徹底するとともに、不用額の圧縮や事務事業総点検による削減などの収支改善の取組を進める。</p>	<p>イ 経費節減の徹底 「庁舎・事務所の光熱水費」「広報印刷物、物品の購入」等の取組を継続して実施することにより、引続き経費節減の徹底を図る。</p>
<p>【成果目標】 「中期的な収支均衡に向けた対策のフレーム」における「さらなる経費削減約120億円」を実現する。 (見直し可能となったものから速やかに、平成23年度以降の予算等へ反映)</p>	<p>【業績目標】 中期的な財政収支概算との関係等をふまえて、収支改善に向けて点検・精査の効果を平成24年度予算へ反映</p>
事項3-② 市民利用施設等及び都市基盤施設等の管理のあり方検討	
<p>【趣旨・目的】 市民利用施設をはじめとする都市基盤施設の管理のあり方について、必要性、有効性、管理のあり方等についての方向性を明らかにする。</p>	<p>ア 市民利用施設等 全庁的な検討体制を立ち上げ、施設の廃止・転用や機能統合なども含めた活用方策の検討を行う。</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 市民利用施設等 (ア)市民利用施設について、市民ニーズに応じた利用が可能となるよう、活用方策を精査する。 (イ)本市の施設全体について、効果的・効率的に施設の維持・運営を図る必要があり、配置のあり方、活用方策等も含め精査する。 (ウ)検討にあたっては、全庁的な検討体制を構築する。</p> <p>イ 都市基盤施設等の管理 都市基盤施設等の維持管理については、予防保全の考え方に基づく戦略的維持管理(アセットマネジメント)を推進する。 維持管理水準等の最適化や限られた財源での維持管理の仕組みなど、財政状況を考慮した施設のマネジメントについて取り組む。</p>	<p>イ 都市基盤施設等の管理 予防保全の考え方に基づくアセットマネジメントに向けて、策定作業中の方針・計画について策定に向けた取組を進める。また、策定済の方針・計画については効果的、効率的な維持管理を推進する。</p>
<p>【成果目標】 ア 市民利用施設等 平成25年を目途に方針を策定する。その方針に沿って実施計画を取りまとめる。</p> <p>イ 都市基盤施設等の管理 平成25年度までに方針を策定し推進していく。</p>	<p>【業績目標】 ア 市民利用施設等 市民利用施設ごとの課題の検討と重点的に取り組むべき事項の整理</p> <p>イ 都市基盤施設等の管理 予防保全の考え方に基づくアセットマネジメントに向けて、策定作業中の方針・計画について策定に向けた取組を進める。また、策定済の方針・計画については効果的、効率的な維持管理を推進する。</p>

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>ア 点検・精査 84事業について、各局からのヒアリング結果などを踏まえ、事業の性質や事業を取り巻く状況などをもとに、「国やその他の検討等に併せて整理を行う事業」「既定の対応方針等に基づき見直しを進める事業」「国、府へ制度や財源措置の拡充を求めている事業」「それらのいずれにも該当しない事業」の4つに分類・整理を行った。</p> <p>イ 経費節減の徹底 ・各取組を継続して実施。 ・庁舎・事務所の光熱水費については、既実施の取組の継続に加えて、照明の一部消灯や空調運転時間の短縮等の緊急節電対策を実施(7月1日～9月22日)し、本庁舎では夏期1日平均電気使用量を15%以上削減。</p>	<p>①</p>	<p>ア 点検・精査 点検・精査による見直しの効果を的確に平成24年度予算へ反映していく必要がある。</p> <p>イ 経費節減の徹底 ・経費節減の徹底にかかる配分の減額など平成24年度予算へ反映可能な事項等の検討を進める必要がある。 ・節電対策については、今後の電力供給見込みに対応して実施していく必要がある。</p>	<p>ア 点検・精査 今後予算編成過程において、市政改革PTにおいて各局・区の見直しの内容を精査し、見直しの効果を的確に平成24年度予算へ反映していく。</p> <p>イ 経費節減の徹底 ・引続き各取組を継続して実施するとともに、今後予算編成過程において、平成24年度予算への反映事項等を精査していく。</p>
<p>ア 市民利用施設等 23年5月に全庁的な検討体制として市政改革PT市民利用施設作業部会を立ち上げ、検討を進めた。</p> <p>イ 都市基盤施設等の管理 【推進状況等】 ○策定した方針・計画に基づいて、効果的、効率的な維持管理を推進 ・舗装維持管理計画(道路)・橋梁維持管理計画・河川維持管理方針・第4次浄水施設整備事業など ○効果的、効率的な維持管理に向けて策定作業中 ・道路施設維持管理計画・河川水門長寿命化計画・下水処理区ごとの施設管理計画・港湾施設ごとの維持管理計画</p>	<p>①</p>	<p>ア 市民利用施設等 築年の新しい施設や合築施設なども多く、また、災害時の避難場所の確保など、施設の方向性の検討にあたって考慮すべき事項が多い。</p> <p>イ 都市基盤施設等の管理 施設の維持管理にあたって、維持管理システムなどの精度向上を図る必要がある。また、維持管理計画の策定において、現況調査に多大な調査を要するものがある。</p>	<p>ア 市民利用施設等 課題に目配りしつつ、方針策定に向けた検討を行う。</p> <p>イ 都市基盤施設等の管理 方針等を策定済の都市基盤施設については、その方針等に基づいて効果的、効率的な維持管理を進め、策定作業中のものについては、引き続き策定に向けた取り組みを進める。</p>

3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度 of 取組内容
事項3-③ 外郭団体等のあり方検討	
<p>【趣旨・目的】 外郭団体等について、個々の団体の役割、出資・出捐比率の程度をもとに、人的関与の有無、財政的関与の度合いなどから本市の関与のあり方を精査するとともに、今日的な視点から改めて全団体の存在意義、事業内容の検証・見直しを行い、解散、統廃合、関与の見直しによる指定解除、監理のあり方の見直し等を行う。</p>	
<p>【取組の考え方(戦略)】 ・外郭団体等の本市のまちづくりに果たす役割、存在意義について、今日的視点で一から検証し、見直す。 ・検証・見直しにあたって、外郭団体自らの提案を受けて見定める手法や団体としての業績評価等を導入する。 ・今後の外郭団体のあり方として、ターミナルなどの活性化の核として企画事業を展開する。</p> <p>(例) ・大阪地下街(株)、(株)大阪市開発公社等については、管理会社から、商都大阪にふさわしい賑わいの空間を生み出す企画事業など、地域の活性化への寄与について検討する。 ・団体の存在意義については団体の役割、今後の使命などを業務目標とあわせて情報公開する。 ・団体の方向性・監理のあり方を示すとともに、団体数、派遣職員・本市OB役職員数、競争性のない随意契約委託料等の見直しについては、23年3月に策定した「外郭団体改革計画」に基づき、引き続き取組を推進する。 ・団体職員については、団体の新たな役割推進の担い手として、民間部門からの雇用機会の増進を図る。 ・港湾局所管団体の持株会社化を視野に入れた検討・取組を進める。 ・団体資産の有効活用に取り組む。なお、(株)大阪市開発公社におけるグループファイナンス事業資金約94億円については、22年度回収済。</p>	<p>・平成23年3月に策定した「外郭団体改革計画」に基づき、団体数及び派遣職員数、市OB役職員、委託料の見直し等の各取組を進める。</p> <p>・外郭団体への業績評価制度の導入を図るほか、団体の資産調査を行いその有効活用方策を検討し、可能なものから平成24年度予算に反映する。</p>
<p>【成果目標】 団体数 ・平成22年7月時(118団体)を1/3以下に 業績評価制度 ・平成23年度導入 派遣職員 ・平成22年7月時(315人)を1/2以下に 市OB役職員 ・最低限必要な役員39ポスト(固定化することなく、団体改革の進捗状況にあわせ適宜見直し)以外は公募制とする。 ・職員として再就職の65歳超の本市OB職員については、1年以内の解消をめざす。 市OB役員報酬 ・上限900万円～630万円に引下げ 委託料 ・外郭団体等への委託料総額3割削減、競争性のない随意契約5割削減(21年度決算比)</p>	<p>【業績目標】 ・平成23年3月に策定した「外郭団体改革計画」に基づき、団体数及び派遣職員数、市OB役職員、委託料の見直し等の各取組を進める。</p> <p>・外郭団体への業績評価制度の導入を図るほか、団体の資産調査を行いその有効活用方策を検討し、可能なものから平成24年度予算に反映する。</p>

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>団体数 ・平成23年7月時 72団体(▲46団体) 資産調査、業績評価の導入及び地域活性化への寄与 ・大阪地下街(株):梅田ターミナルの歩行者表示の充実 ・(株)大阪市開発公社:船場まつり事務局機能を担当 派遣職員 ・平成23年7月時 264人(▲51人) 市OB役職員 ・最低限必要な役員ポストの見直し35(▲4) ・一般的な役職員について公募手続開始 市OB役員報酬 ・上限額を900万円～630万円に引下げ</p>	<p>①</p>	<p>—</p>	<p>・各所属・各団体が設定した業績目標等について、外部有識者による審議を経て公表する。 ・団体資産の有効活用方策について、外部専門家と協力し、可能なものは平成24年度予算に反映する。</p>

3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度 of 取組内容
事項3-④ 都市基盤施設等の経営形態等のあり方検討	
3-④-ア (港湾事業)	
<p>【趣旨・目的】 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。</p>	大阪港埠頭公社を株式会社化し、阪神港の一体化に向けた取組みを進める。
<p>【取組の考え方(戦略)】 《大阪港埠頭公社の株式会社化や阪神港の一体化》 阪神港において、埠頭株式会社にコンテナターミナル等の経営を一元化する。埠頭株式会社は、港湾コスト低減や荷主に対するサービス向上を図り、戦略的な港湾経営を実現する。</p>	
<p>【成果目標】 ・平成23年に大阪港埠頭公社を株式会社化 ・平成27年を目途に大阪港埠頭株式会社と平成23年に株式会社化が予定されている神戸港埠頭公社の経営統合をめざす。</p>	<p>【業績目標】 同 上</p>
3-④-イ (中央卸売市場)	
<p>【趣旨・目的】 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可能なものから総合メンテナンス方式を導入していく。 ・指定管理者制度の導入について、国や他都市の情報を収集し、調査・研究を行う。
<p>【取組の考え方(戦略)】 《中央卸売市場の運営形態の検討》 よりいっそうの効率的な管理運営のため、総合メンテナンス方式や指定管理者制度の導入などの方策について検討を行うとともに、今後の大規模な施設整備にあたっては、PFI方式など民間活力の導入について検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の大規模な施設整備にあたってのPFI方式など民間活力の導入についての検討を進める。
<p>【成果目標】 平成25年度までに、総合メンテナンス方式を導入するとともに指定管理者制度の導入等の結論を出す。</p>	<p>【業績目標】 同 上</p>
3-④-ウ (高速道路)	
<p>【趣旨・目的】 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。</p>	料金体系の一元化、都市圏高速道路等の整備・維持管理の実現に向けて法・制度の創設など国等への要望活動を行う。
<p>【取組の考え方(戦略)】 《高速道路網の強化・充実》 料金体系の一元化、都市圏高速道路等の整備・維持管理の実現に向けて法・制度の創設など国等への要望活動を行う。 〈料金体系の一元化〉 都市圏の高速道路等の運営主体間で異なる料金体系を解消し、地域の実情をふまえた対距離制の導入 〈都市圏高速道路等の整備・維持管理〉 償還期間を抜本的に見直し、料金収入による整備・維持管理を行う。</p>	
<p>【成果目標】 料金体系の一元化等の早期実現</p>	<p>【業績目標】 同 上</p>

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>・平成23年4月に、大阪港埠頭株式会社が大阪港埠頭公社から事業・財産の全部を継承し、本格的に業務を開始した。</p> <p>・平成23年4月に、阪神港では、国際コンテナ戦略港湾施策を推進する実働体制として、大阪市、大阪港埠頭株式会社、神戸市、神戸港埠頭株式会社が共同で「阪神港国際コンテナ戦略港湾推進事務局」を開設した。</p>	①	—	—
<p>・施設管理業務の一部について総合メンテナンス方式を導入。</p> <p>・指定管理者制度の導入を検討している大阪府の動向について情報収集を行った。</p> <p>・本場における冷蔵庫棟整備のあり方について市場内業者との協議を重ねた。</p>	①	<p>冷蔵庫棟については、適正な施設規模が定まらず、市場内業者との協議が難航している。</p> <p>規模・場所の確定後、効率的な整備手法の検討が必要。</p>	<p>・業務委託の集約化等さらなる効率化についての検討を進める。</p> <p>・指定管理者制度の導入について、大阪府の動向を注視しつつ、国等からの情報収集を引き続き行い、導入済みの地方卸売市場についての調査・研究を完了する。</p> <p>・本場の冷蔵庫棟の整備について、PFI方式を含め効率的な整備手法の内部検討を完了する。</p>
<p>大阪府・兵庫県・神戸市・堺市等と調整を図りながら、PPP手法を活用した一体的運営の実現に必要な検討項目等についての提案を取りまとめ、国が実施した官民連携事業の案件募集に共同で応募した。</p>	①	<p>都市圏高速道路等の一体的運営構想を実現するためには、関係自治体だけでなく、国や高速道路会社などとの協議・検討を具体化していく必要がある。</p>	<p>引き続き関係自治体と連携しながら、阪神都市圏の高速道路料金のあり方を議論する国と地方の検討会にて、議論を進めていく。</p>

3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度の取組内容
3-④-エ（上下水道事業：経営改革の推進）	
【趣旨・目的】 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。	大阪市水道事業中期経営計画(平成23～27年度)に基づき、長期的な水需要の動向、施設の老朽化などをふまえた供給体制の再構築、事業所の統合・再編及び委託化の推進等による事業持続性の確保・向上を図る。
【取組の考え方(戦略)】 《上水道事業の経営改革の推進》 経営計画を策定し、供給体制の再構築、事業所の統合・再編及び委託化の推進等による事業持続性の確保・向上を図る。	
【成果目標】 平成22年度中に平成23年度から始まる5年間の経営計画を策定し推進する。	【業績目標】 同 上
3-④-エ（上下水道事業：内外への水ビジネスの展開等）	
【趣旨・目的】 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。	「(仮称)大阪市 水・環境技術海外展開推進機構」を立ち上げ、経済界と連携して、各国のニーズなどを十分に把握し、コンソーシアムの形成など戦略的な官民連携方策について検討する。
【取組の考え方(戦略)】 《内外への水ビジネスの展開等》 「(仮称)大阪市 水・環境技術海外展開推進機構」を立ち上げ、経済界と連携して、各国のニーズなどを十分に把握し、戦略的な官民連携方策について検討する。	
【成果目標】 平成23年度に「(仮称)大阪市 水・環境技術海外展開推進機構」を立ち上げる[上下水道等]。	【業績目標】 同 上
3-④-オ（交通事業）	
【趣旨・目的】 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな中期経営計画を策定し、改革型公営企業としての取組を推進する。 ・経営形態の研究・検討を行う。
【取組の考え方(戦略)】 <改革型公営企業としての取組を推進> ア効率的な事業運営 イ市営交通社会貢献等戦略プランの推進 ウ市営バス事業の改革プラン「アクションプラン」の推進 以上のような取組により、企業体質の強化、市民・利用者からの信頼感の向上に努め、その取組を精査する。 <経営形態の研究・検討> より効率的で、市民・利用者に最適なサービス提供ができる形態について、さまざまな経営形態のメリット・デメリットや現実的な課題等を整理したうえで、研究・検討を行う。	
【成果目標】 ・平成23年度中に新たな中期経営計画を策定し推進する。 ・バス事業は平成27年度までに収支均衡を図る。地域とともに赤バスの利用促進に努め、併せて需要の検証を行い、これをふまえて、バス路線の抜本的な再編を実施する。	【業績目標】 同 上

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・8区の未納整理業務を委託化。 ・施設保全センター業務について、業務ごとに7つのワーキンググループを設置し、段階的な再構築に向けた検討を行った。 ・事業所の統合・再編に向けて、4合同庁舎の基本設計策定のため、局内や区役所等関係先との調整を行った。 	①	—	—
<p>平成23年4月に経済界とともに「大阪市水・環境ソリューション機構」を設立し、官民連携による海外展開を進めた。</p>	①	情報発信機能の強化。	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市 水・環境ソリューション機構」を中心として、官民連携によるケーススタディ、プロモーション、現地調査など受託支援活動を実施する。 ・情報発信機能の強化策を検討し実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな中期経営計画の策定に向けての検討を進めるとともに、経営ビジョンの作成に向けての検討も実施した。 ・改革型公営企業としての経営改善等の取組を推進した。 ・調査委託を実施し、国内外の事例調査とメリット・デメリットの整理等を実施した。 	①	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車事業の営業所の統廃合にあたっては、効率的な側面と労務管理の負担増が安全管理面に影響しないかといった側面等からも慎重に検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな中期経営計画の策定に向けての検討を引き続き行う。 ・課題の整理も図りながら、引き続き改革型公営企業としての経営改善等の取組を推進する。

3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度の実施内容
3-④-カ (廃棄物処理)	
<p>【趣旨・目的】 港湾、上下水道、交通、廃棄物処理等については、官民の役割分担、委託化、指定管理者制度等の民間活力の導入、より望ましい経営形態などの観点から方向性を示す。</p>	<p>焼却工場について、平成25年度を目途とする公営企業化に向けた検討を進めるとともに、粗大ごみ収集の一部について民間委託化を進め、二人乗務作業の拡大に向けた計画を策定する。</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 《焼却工場の独立採算、収集の民間委託化など廃棄物処理事業全体の経営形態のあり方 など》 ・焼却工場について、地方公営企業への移行を図り、事業運営の透明性の確保、独立採算による職員意識の向上、柔軟な組織体制の構築などを実現する。 ・収集部門における民間委託の拡大、二人乗務作業の拡大など収集体制のよりいっそうの効率化等を図る。</p>	
<p>【成果目標】 〈焼却工場〉 平成25年度を目途に公営企業化を図る。 〈収集輸送〉 粗大ごみ収集や環境整備業務(不法投棄処理等)の一部について民間委託化を図る。</p>	<p>【業績目標】 同 上</p>
事項3-⑤ 公共事業のあり方検討	
<p>【趣旨・目的】 「選択と集中」の方針のもと、公共事業のあり方を整理し、効果的、戦略的に公共事業を実施していく仕組みづくりを進める。</p>	<p>今後5年間の事業を厳選する全庁的な検討体制を立ち上げ、平成24年度においてもおおむね平成22年度の公共事業費(税等ベース)の水準以下で公共事業が実施されるよう事業の選択と集中を進める。</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 《公共事業のあり方》 〈選択と集中の考え方〉 重点化し戦略的に進めていく必要がある事業について選択と集中を図り公共事業を実施していく。 〈事業費抑制の考え方の方向性〉 事業時期の調整、事業費の精査・財源の確保など</p> <p>【取組の進め方】 今後の公共事業については、おおむね平成22年度の公共事業費(税等ベース)の水準以下で事業の選択と集中を進める。事業を厳選する全庁的な検討体制を構築し、厳選の結果を予算編成に反映させる仕組みづくりを進め、今後の起債の償還動向にも留意しながら、効果的、戦略的な公共事業の実施を図る。</p>	
<p>【成果目標】 事業を厳選するための全庁的な検討体制を構築し、平成27年度までを目処に、事業の選択と集中を進めながら、おおむね平成22年度の公共事業費(税等ベース)の水準以下で、公共事業の実施を図っていく。</p>	<p>【業績目標】 同 上</p>

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>・焼却工場について、地方公営企業による効率的かつ効果的な事業運営の実現に向け、長期収支計画策定のための前提条件の整理や組織体制等の検討を行った。</p> <p>・粗大ごみ収集運搬業務委託の入札を行い、委託業者を決定した。</p> <p>・二人乗務作業対象地域の抽出、車両配置の考え方など計画策定のためのデータ把握を行った。</p>	①	<p>焼却工場について、地方公営企業化のための条例整備や組織体制の骨格を確定する必要がある。</p>	<p>・焼却工場について、課題整理を図りながら、引き続き地方公営企業化に向け、具体化を図る。</p> <p>・平成23年10月から、北区、都島区、旭区、城東区、鶴見区の粗大ごみ収集を民間に委託する。平成27年度までに普通ごみ収集車の25%まで二人乗務作業を拡大する計画を策定する。</p>
<p>平成23年5月に今後5年間の事業を厳選する全庁的な検討体制として市政改革PT公共事業部会を立ち上げ、事業の選択と集中について検討を進めた。</p>	①	<p>厳選の結果を予算編成に反映させる仕組みを、24年度予算要求作業までに整理する必要がある。</p>	<p>厳選の結果を予算編成に反映させる仕組みをつくり、これに基づき具体的な予算編成作業につなげていく。</p>

3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度の取組内容
事項3-⑥ 職員数・人件費のあり方検討	
【趣旨・目的】 事務事業の点検・精査、施策・事業の再構築をふまえ、職員数削減及び給料月額等のカットを継続して実施するとともに、さらなる抑制として、超過勤務手当の削減、管理職ポストの削減などにより総人件費の抑制を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数を削減するとともに、給料月額及び管理職手当のカットを継続実施する。 ・超過勤務手当を削減し、月額制の行政委員会委員等の報酬額を日額制に見直す。 ・管理職ポスト数を削減する。
【取組の考え方(戦略)】 <ul style="list-style-type: none"> ・職員数を削減するとともに、給料月額及び管理職手当のカットを継続実施する。 ・超過勤務手当を削減し、行政委員会委員等の月額制の報酬額を日額制に見直す。 ・管理職ポスト数を削減する。 	
【成果目標】 【人件費予算額(一般会計第一部)の削減】 平成22年度 2,362億円 ⇒平成27年度 2,134億円(削減率 ▲9.7%) 【職員数の削減】 平成27年度までの5年間で ▲4,000人を削減(削減率 ▲10.2%) 【超過勤務手当予算額(一般会計第一部)の削減】 平成22年度 75億円 ⇒平成27年度 37.5億円(削減率 ▲50%) 平成27年度までの5年間の累積削減額 118億円 【行政委員会委員の報酬額の見直し】 月額制から日額制へ見直す。 【管理職ポスト数の削減】 平成27年度までの5年間で▲850削減	【業績目標】 同上
事項3-⑦ 収入の確保に向けた検討	
【趣旨・目的】 経済の活性化、事務事業の再構築等による税込改善に向けた中長期的な取組とともに、当面、税外収入の確保に向けた取組をさらに強力に推進する。	ア 広告料収入 <ul style="list-style-type: none"> ・広告事業推進プロジェクトチームを設置し、全庁的な進捗管理を行うとともに、新規事業の促進や課題解決に向けた取り組みを強化 ・広告の募集状況をより広く周知するため、広告事業者等に向けてメールマガジンを発行 ・各所属が広告事業に取り組みやすいように、マニュアル等を定期的に改定すると同時に、先進的な取り組みは、全所属で情報を共有できるように、庁内ポータルに掲載 ・大阪市広告事業行動計画を策定し、27年度の目標に向けて各取組を推進
【取組の考え方(戦略)】 ア 広告料収入 広告事業推進プロジェクトチームを設立し、新規事業の促進や全庁的な取組を強化するとともに、行政財産を活用した広告とネーミングライツの拡充など、広告事業を拡充する。	

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>【職員数の削減】 平成22年10月 38,985人 ⇒ 平成23年 5月 37,991人 ▲994人を削減(削減率 ▲2.5%)</p> <p>【給料月額及び管理職手当のカット】 《給料月額》 課長代理級以上 ▲5.7% 係長級以下 ▲3.2% (カット率については、人事委員会勧告の状況をみながら年度ごとに検討) 《管理職手当》 ▲10%(平成29年度まで継続)</p> <p>【超過勤務手当予算額(一般会計第一部)の削減】 平成22年度 75億円 ⇒ 平成23年度 65億円 ▲10億円</p> <p>【行政委員会委員の報酬額の日額制への見直し】 平成23年4月から実施 平成22年度予算 232百万円 ⇒ 平成23年度 152百万円 ▲80百万円</p> <p>【管理職ポスト数の削減】 平成22年10月 7,903 ⇒ 平成23年5月 7,762 ▲141</p>	①	—	—
<p>ア 広告料収入 H23効果額(7月末見込) 327百万円 ・暮らしの便利帳(隔年度発行)や地下道を活用した広告事業の実施もあり、業績目標は達成できる見込み。 ・「大阪市広告事業推進プロジェクトチーム」第1回会議の開催。(4月) ・第1回プロジェクトチーム幹事会の開催。(5月) ・海外・国内での広告事例や本市への広告事業の提案など、広告事業者による講演会を実施。(5月) ・他都市での行政財産を活用した広告事例を調査し、各所属へ周知。(6月) ・広告事業メールマガジンの発行。(6月) ・「大阪市広告事業行動計画」の策定にあたり、各所属行動計画策定の照会(6月)を行うとともに、各所属に対し計画内容等のヒアリングを実施。(8月)</p>		<p>ア 広告料収入 ・広告価値の高い事業(本市が保有する建築物及びインフラ施設を活用した広告事業)の実現に向けた検討及び取り組みを行う必要がある。</p>	<p>ア 広告料収入 ・全資産を対象に洗い出しを行い、広告媒体としての価値が高く、これまで広告事業への活用の取り組みが不十分であった施設について、新たな広告手法や募集方法を検討する。</p>

3 持続可能な大阪市を支える行財政基盤の構築

事項	23年度の取組内容
<p>イ 不動産売却、資産の有効活用 (ア) 新たな処分検討地の追加(事業予定地の見直し、施設の公用廃止・再編整備等による余剰地の創出)やまちづくりに資する未利用地(学校跡地等)について、新たな売却手法の指針を策定し、売却を促進する。 (イ) 売却が困難な用地等について、暫定的な利用として、民間への貸付等による有効活用を図り、歳入を確保する。</p>	<p>イ 不動産売却、資産の有効活用 (ア)ー①未利用地処分の進捗管理 ・資産流動化用地プロジェクトチームによる各局ヒアリング等を通じて「大阪市未利用地活用方針」に則した全体的な進捗管理を行い、計画的かつ迅速な未利用地の有効活用、処分を促進 (ア)ー②新たな処分検討地の追加 ・資産流動化合同プロジェクトチームによる各局調査、ヒアリング等を通じて、事業予定地の見直し、施設の公用廃止・再編整備等の検討、実施を促し、余剰地を創出 (ア)ー③新たな売却手法の検討・導入 ・地区計画の策定など資産価値を高め、まちづくりに資する売却手法の導入 ・本市施策実現のための事業提案型審査委員会方式等の導入 (ア)ー④不落物件の需要を喚起するための工夫 ・個々の不落要因に応じた対策を進め、売却を促進(購入者のニーズの把握、価格算定のあり方の検討など) ・宅建業者への情報提供やインターネットオークションの活用など物件の特性に応じた周知方法 (イ)売却困難地等の貸付けによる継続的収入の確保 ・売却困難地や事業化までに相当の期間を有する物件の積極的な貸付(一時貸付、定期借地等)による有効利用と収入確保</p>
<p>ウ 契約手法等の見直し 自動販売機・売店等の競争性ある契約への転換の徹底などにより増収をはかる。</p>	<p>ウ 契約手法等の見直し 目標(27年度6億円)の達成に向けて、自動販売機・売店等の競争性ある契約への転換の徹底などにより増収をはかる。</p>
<p>エ 未収金対策 (ア) 支払い能力があるにもかかわらず、滞納のある債務者に対して、差押えなどの法的措置を徹底する。 (イ) 重複滞納者に対する効果的・効率的な徴収及び滞納整理を実施する。 (ウ) 高額難件事案に対する全市的な徴収体制を構築する。 (エ) 債権の適切な管理と責任の所在を明確にするため、「(仮称)債権管理条例」を制定する。</p>	<p>エ 未収金対策 (進行管理) ・「大阪市債権回収対策会議」において、各局が定めた各債権ごとの目標数値の達成状況について進行管理を行うとともに、適正な債権管理、早期の滞納整理についての総括的指導を実施 (重複滞納者に対する効果的・効果的な対応) ・市税の重複滞納者のうち、滞納処分や徴収猶予など既に処理されているものは、市税の情報をもとに対応 ・財政局税務部の「重複滞納整理班」において、個人市民税(普通徴収)と国民健康保険料(5万円以上)の重複滞納を集約して徴収 ・「国民健康保険料・介護保険料収納対策グループ」において、国民健康保険料と介護保険料のデータの共有化等を行い、滞納処分等の厳正な実施 ・保育料との重複債権については、保育料納付相談の機会に一括して、納付相談を実施</p>
<p>【成果目標】 ア 広告料収入 27年度目標額5億円(21年度実績1億円) イ 不動産売却、資産の有効活用 売却目標額の設定(22~30年度までの目標額として総額1,300億円+α ⇒総額1,500億円)、処分方針の策定 ウ 契約手法等の見直し 27年度目標額:6億円(21年度実績:5億円) エ 未収金対策 27年度末 未収金残額 551億円 (21年度末 752億円) 現年度分 176億円 (21年度末に比し、71億円圧縮) 過年度分 375億円 (21年度末に比し、130億円圧縮)</p>	<p>【業績目標】 ア 広告料収入 23年度効果額 254百万円 イ 不動産売却、資産の有効活用 23年度土地売却代 146億円(予定) ウ 契約手法の見直し 目標(27年度6億円)の達成に向けて、自動販売機・売店等の競争性ある契約への転換の徹底などにより増収をはかる。 エ 未収金対策 ・全市的な目標額 23年度末未収金残額 648億円 現年度分 180億円 過年度分 468億円</p>

23年8月末までの主な取組	業績目標の進捗状況	今後の課題	課題への対応
<p>イ 不動産売却、資産の有効活用 (ア)ー①平成23年8月末時点の売却済み額は約31億円であるが、資産流動化用地プロジェクトチームにおいて、平成23年度予算計上された個別物件にかかる進捗状況について各局ヒアリングを実施し、今後、小学校跡地等の大型物件を含め約120億円の売却に向けた手続きが進んでおり、目標達成の見込みである。 (ア)ー②21年度末時点で処分検討地が1000億円を下回っていたが、事業予定地等の見直し等を行ない、1500億円の処分検討地確保に向けて抽出を終えている。 (ア)ー③まちづくりに資する売却に関する方針を策定し、具体的に地区計画を利用して、今年度内に1件売却見込みである。また、事業提案型審査委員会方式についても、エコ住宅を用途指定とする売却など2件実施予定である。 (ア)ー④不落物件については、宅建業者への情報提供、インターネットオークションを利用するなど、情報発信を行うことにより、6億円売却済み。 (イ)売却困難地等において、貸付を検討する土地の抽出を行ない、有効活用に向け民間ノウハウを活かすため、専門家の選定を実施。</p> <p>ウ 契約手法等の見直し (取組) 22年度まで非公募物件のうち、23年度更新物件141件のうち134件を公募へ転換(転換率95%) (進捗状況) 上記物件にかかる 23年度予算額 29百万円 23年度決算見込額66百万円</p> <p>エ 未収金対策 (進行管理) ・「大阪市債権回収対策会議」の開催。(8月) 適正な債権管理、早期の滞納整理、目標数値の達成状況など、各局での取り組みについての進捗管理を行うとともに総括的な指導の実施。 (重複滞納者に対する効率的・効果的な対応) ・重複滞納者に対する対応として、「名寄せリスト」の作成による滞納情報の共有化及び一元的な徴収の実施。(22年7月～) [名寄せリスト作成対象債権] 市税、国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、児童福祉施設等徴収金</p>	<p>①</p>	<p>イ 不動産売却、資産の有効活用 ・将来的に、商品化作業において課題のある物件が増加することが予想され、確実に売却できるように、課題解決のための仕組みが必要である。 ・また、入札したものの不落になった物件については、個々の不落要因に応じた分析を行なう必要がある。 ・さらに、売却困難地等の貸付についても対象物件の抽出を継続的に行い、有効活用を進める必要がある。</p> <p>ウ 契約手法等の見直し ・更新時期における、公募への未転換の物件がある。 ・他の業務委託と一体的に許可している案件に対する取扱いを検討する必要がある。</p> <p>エ 未収金対策 ・公債権については、各局等において滞納処分に向けた体制整備が行われ、徴収に向けた取り組みが進んでいるが、私債権については、厳正な徴収事務を行うために個別の法令等に加え、民法などの基礎知識が必要となるため、各局等の徴収担当者に対する基礎知識の継続的な提供が必要となっている。 ・より効果的・効率的な徴収を行うためにも、特に徴収困難となっているものについては、債権放棄の検討を行うなど、状況に応じた対策が必要である。</p>	<p>イ 不動産売却、資産の有効活用 ・予算計上された物件を中心に、確実に売却できるように、進捗状況を詳細に把握し、課題がある物件については、速やかに課題解決できるように、土地所管局と連携して、問題解消に当たる。 ・不落物件において、要因に応じた有効活用に向けた分析を実施。また、売却困難地等についても有効活用に向けて、専門家による分析を活かしつつ、試行的に貸付を行う。</p> <p>ウ 契約手法等の見直し ・公募へ転換できない案件について、24年度に向けて調整を行う。 ・非公募全案件を更新時期に、公募への転換を推進する。</p> <p>エ 未収金対策 ・大阪市債権回収対策会議において定めた各局等の取り組み目標の進捗を管理するとともに総括的な指導を実施する。 ・各局等の徴収担当者を対象とした「民法講座」を開催する。(11月) ・各局等からの要請や相談に基づく共同徴収の実施による具体徴収事務に関するノウハウを提供する。 ・重複滞納者に対する一元的な徴収の実施及び効率的・効果的な徴収に向け検討する。 ・各債権を個別債権ごとに状況を区分し、それぞれの区分に応じた債権管理を行う「行動計画」を策定する。</p>



人の都 大阪市

The city of people